

第2次さくら市地域福祉計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年3月

さくら市

はじめに

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化の進行、価値観の多様化、大規模災害の発生など大きく変化し、それに伴い地域における課題も複雑化しています。

東日本大震災後、災害対策をはじめとする様々な課題について、地域での助け合いの必要性を感じている人は増加していますが、実際の地域社会においては、隣人関係が希薄化する傾向にあり、地域で暮らす高齢者のみの世帯や障がい者、子育て世代など、支援を必要とする人達との関わりかたが課題となっています。

また、最近では生活困窮家庭の問題も大きく取り上げられるようになり、多方面からの支援が求められています。

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていく事は誰もが願う事であり、そのためには、地域住民や福祉関係団体・事業者と行政が連携し、それぞれが役割分担をしながら地域の様々な課題の解決に取り組んで行く必要があります。

そこで、本市では第1次地域福祉計画を基とし、新たに「市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり」を基本理念として掲げ、「市民がつくる福祉のまち」「気軽に相談できて支援を受けられるまち」「地域で支え合うまち」「暮らしに安心を感じられるまち」の4つを目標として、第2次さくら市地域福祉計画を策定しました。

本計画は、地域福祉を推進するために必要な市民と関係機関、行政の取組みについてまとめたものです。市としましては、この計画に基づき地域の一人一人が主役となり支えあいながら、誰もが安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

計画策定に当たりましては、地域福祉に関する意識調査を実施し、市民の皆様からいただいた多くのご意見を本計画に反映させていただきました。

計画の策定にご協力をいただきました計画策定委員会委員・幹事会委員の方々をはじめ、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。



平成 29 年 3 月

さくら市長 人見 健次

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 地域福祉・地域福祉計画とは	1
(2) 計画策定の背景	2
2 「第2次さくら市地域福祉計画」の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の策定	5
(1) 計画の策定体制	5
(2) 計画の策定方法	5
5 地域の捉え方	6
第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題	7
1 さくら市の現状	7
(1) 人口と世帯数などの推移	7
(2) 高齢者数等の推移	8
(3) 未成年者数の推移	9
(4) 障がい者（児）等の推移	10
(5) 要介護等の認定状況の推移	14
(6) 被保護世帯・人員の状況の推移	15
(7) 生活困窮者の相談状況	16
2 市民の福祉意識の状況	17
(1) 意識調査の概要	17
(2) 意識調査結果の概要	18
(3) 意識調査結果から見える課題	29
3 福祉関係団体の活動状況	31
(1) さくら市社会福祉協議会	31
(2) 福祉関係ボランティア団体	33
第2部 各論	35
第1章 計画の内容	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	36
3 施策の体系	37
4 基本目標の実現に向けた施策の展開	38
【基本目標1】市民がつくる福祉のまち	38
(1) 互いを思い合うこころづくり	39
(2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり	39
(3) 地域活動の推進	41
【基本目標2】気軽に相談できて支援を受けられるまち	44
(1) 相談しやすい体制づくり	45
(2) 誰もが情報を得られる環境づくり	48

【基本目標3】地域で支え合うまち	49
(1) 地域ぐるみの活動の推進	49
(2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり	51
【基本目標4】暮らしに安心を感じられるまち	52
(1) 災害時等緊急時の備えと対応	53
(2) 防犯・交通安全の推進	54
(3) 移動の利便性と安全性の向上	55
(4) 住みやすいまちづくり	56
第2章 計画の実現に向けて	57
1 地域福祉の担い手	57
【市民】	57
【社会福祉協議会】	57
【民生委員児童委員】	57
【行政区】	57
【老人クラブ、PTA、子ども会育成会等】	57
【NPO・ボランティア団体等】	58
【社会福祉法人等】	58
【企業・商店等】	58
【行政】	58
2 推進体制	58
資料編	59
1 さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱	59
2 第2次さくら市地域福祉計画策定委員名簿	60
3 第2次さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会	61
4 第2次さくら市地域福祉計画 策定経過	62
5 用語説明	63

「行政区」「自治会」の表記について

本計画策定にあたり実施した市民アンケート調査で使用した「自治会」表記について、本計画書内では、より市民に身近な「行政区」へと表記を変更しています。

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが、住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みが地域福祉です。また、その仕組みを具体的な形にまとめたものが地域福祉計画で、以下のとおり、社会福祉法第 107 条に「市町村地域福祉計画」を策定することと規定されています。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ここで規定されているとおり、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

地域福祉に関しては、社会福祉協議会が主体となって策定する「地域福祉活動計画」もあります。地域福祉計画が「地域福祉の基盤となる仕組みを計画すること」に主眼があるのに対し、地域福祉活動計画は「地域における福祉活動を具体的に定めること」を中心的な目的としています。従って、地域福祉を総合的に推進するためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、それぞれ単独ではなく、連携しながら展開されていくことが大切になります。

(2) 計画策定の背景

国は、平成 12 年に社会福祉事業法を社会福祉法に改正して「地域における社会福祉の推進」を目的のひとつとして明記し、だれもが自分らしく生活していくことを地域全体で支えるための法令を整備しました。

その後、少子化や高齢化の進展、度重なる自然災害の発生、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、平成 19 年に「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(厚生労働省社会・援護局 社援発第 0810001 号)が、また平成 22 年には高齢者の孤立防止や所在不明問題に関して「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」(同 社援地発 0813 第 1 号)が都道府県を通じ各市町村に通知され、地域福祉計画の策定や改訂が求められました。

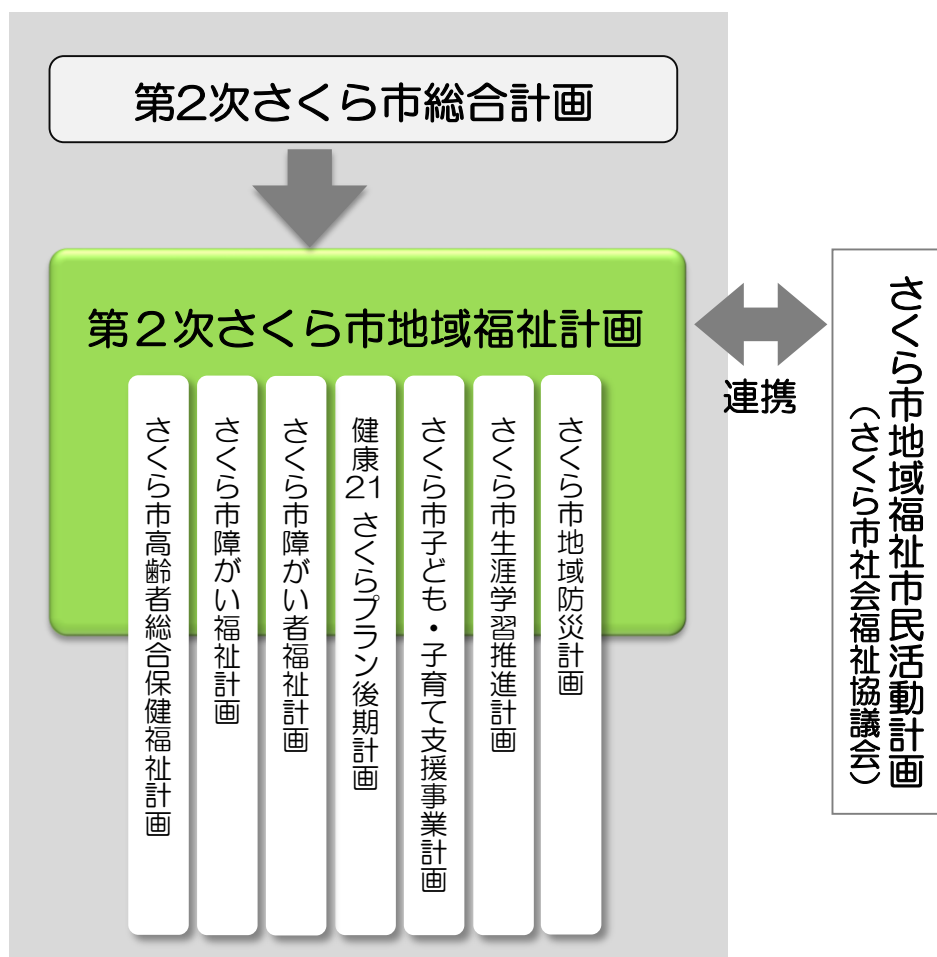
さくら市では、これらに対応して「市民主体・市民との協働による共に生きるまちづくり」を基本理念とした「第 1 次さくら市地域福祉計画」を平成 24 年 3 月に策定し、地域住民が互いに支え合い、暮らしに温かさを感じられるまちを目指し、施策を推進してきましたが、平成 28 年度をもって計画期間が満了となることから、平成 26 年に通知された「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(同 社援発 0327 第 13 号)も踏まえ、後継計画となる「第 2 次さくら市地域福祉計画」を策定することとしたものです。

2 「第2次さくら市地域福祉計画」の位置づけ

さくら市では、「さくら市第1次振興計画」に続き、「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」を将来都市像に掲げた「第2次さくら市総合計画」を平成28年3月に策定しました。

「第2次さくら市地域福祉計画」は、この第2次さくら市総合計画の部門別計画として、同計画に示されたまちづくりの方向性「まちづくりの基本はひとづくり」、「いきいきと生活を楽しむまちづくり」、「活力と魅力にあふれるまちづくり」を、地域での福祉活動を通じて具体化を図る計画です。

「第2次さくら市地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する市の部門別計画との整合を図るとともにその一部を包含し、また、さくら市社会福祉協議会の「さくら市地域福祉市民活動計画」と連携し、市における地域福祉活動の総合的な推進を図っていきます。



3 計画期間

第1次さくら市地域福祉計画は、平成24年度から平成28年度までの5ヶ年を計画期間として策定しました。第2次さくら市地域福祉計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、平成29年度を初年度とし、平成33年度を最終年度とする5ヶ年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、計画期間中においても必要に応じ見直しを行うこととします。

【さくら市地域福祉計画及び関連計画の計画期間】

年度（平成）	27	28	29	30	31	32	33
さくら市総合計画	第2次基本構想						
さくら市地域福祉計画	第1次	第2次					
さくら市地域福祉市民活動計画							
さくら市高齢者総合保健福祉計画	第6期						
さくら市障がい者福祉計画							
さくら市障がい福祉計画	第4期						
健康21さくらプラン	後期計画						
さくら市子ども・子育て支援事業計画							
さくら市生涯学習推進計画							
さくら市地域防災計画							

4 計画の策定

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、以下の委員会及び幹事会を設置し、計画の検討を行いました。

■ さくら市地域福祉計画策定委員会

関係団体代表者、保健及び福祉関係者、市民代表者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

■ さくら市地域福祉計画策定幹事会

関係団体、地域福祉に係る庁内関係各課等による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

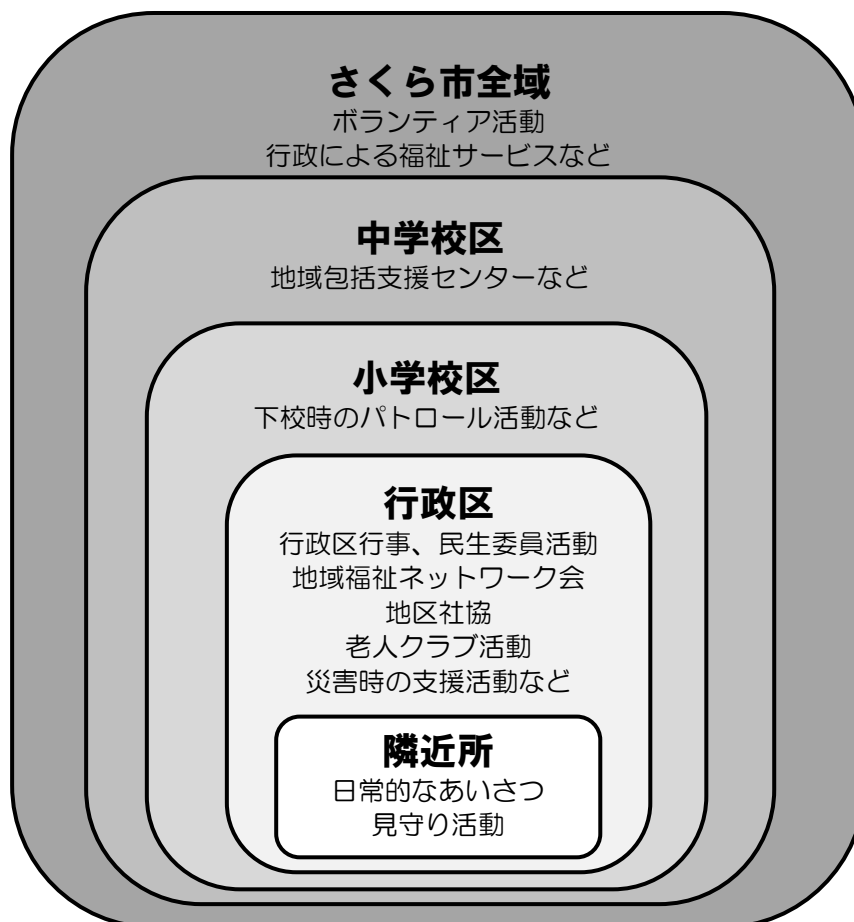
(2) 計画の策定方法

計画策定にあたり、市民の福祉意識や地域の課題、今後の福祉施策に対する要望等を把握するために、「さくら市の地域福祉に関する意識調査」を実施し、集計結果から市の課題を抽出しました。

また、計画案についての市民の意見をうかがうためにパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見を適宜計画へ反映させました。

5 地域の捉え方

福祉活動は、身近な地域で行われるものから、市全域を対象として行われるものまで、それぞれの活動に見合う適切な範囲で行われています。さくら市地域福祉計画では、市域を以下のように段階的に捉え、段階に応じて地域福祉活動の主体や活動の内容を整理し、より効果的な福祉活動の推進に努めます。



第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題

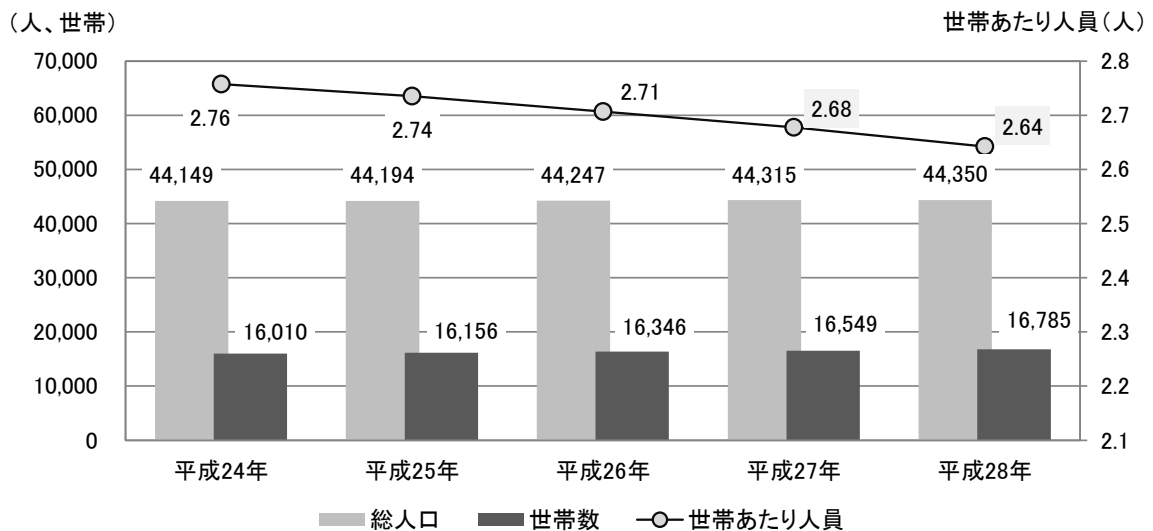
1 さくら市の現状

(1) 人口と世帯数などの推移

国や県の人口が減少基調のなか、さくら市については、平成24年以降、年間で50人前後の人口増加が続き、平成28年の総人口は、44,350人となっています。一方、この間の世帯数は人口以上に増加しているため、世帯あたりの人員は減少が続き、平成28年には平成24年から0.12人減の2.64人となりました。

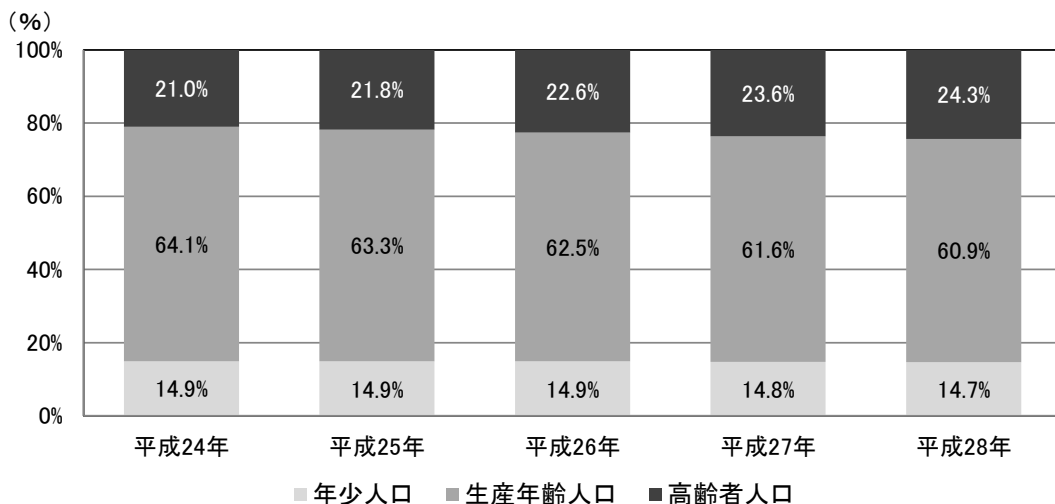
年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）の構成比はほぼ一定ですが、高齢者人口（65歳以上）の構成比（高齢化率）は上昇が続き、その分、生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少する、高齢化が進展しています。

■総人口、世帯数、世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 高齢者数等の推移

高齢者数は、平成24年の9,222人から平成28年の10,729人へと1,507人増加しています。

ひとり暮らし高齢者数は、平成24年の1,438人から平成28年の1,778人へと340人増加し、高齢者に占める割合も15.6%から16.6%へと1ポイント上昇しました。

■ 高齢者数・高齢化率の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
高 齢 者 数 (人)	9,222	9,567	9,957	10,394	10,729
65～74歳(人)	4,543	4,776	5,062	5,395	5,540
75歳以上(人)	4,679	4,791	4,895	4,999	5,189
総 人 口 (人)	44,149	44,194	44,247	44,315	44,350
高 齢 化 率 (%)	20.9	21.6	22.5	23.5	24.2

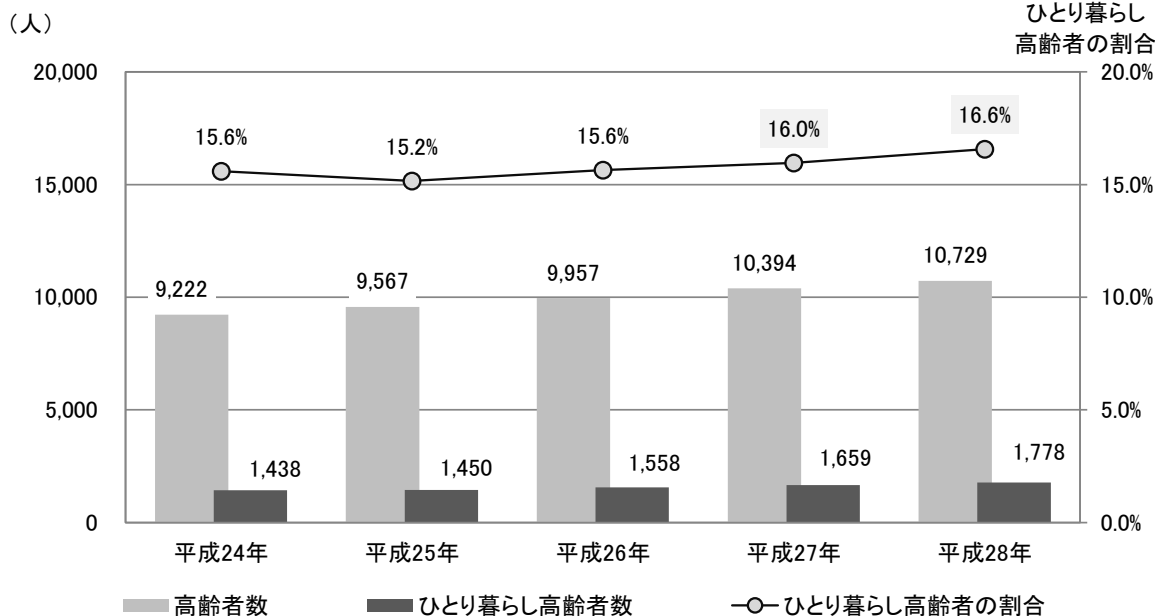
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■ ひとり暮らし高齢者の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ひとり暮らし高齢者数(人)	1,438	1,450	1,558	1,659	1,778
高齢者に占める割合(%)	15.6	15.2	15.6	16.0	16.6

資料：市民生活課（各年4月1日時点）

■ 高齢者数、ひとり暮らし高齢者数等の推移



(3) 未成年者数の推移

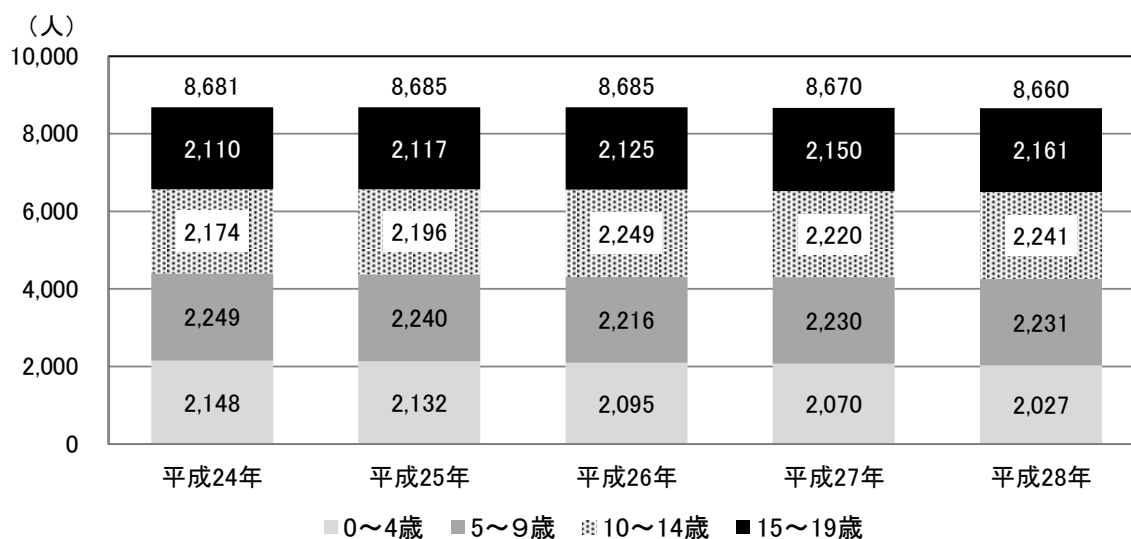
未成年者の総数は、平成 24 年から平成 25 年にかけては増加しましたが、その後は、平成 25 年と平成 26 年の 8,685 人から平成 28 年の 8,660 人へと 25 人減少しました。この減少は特に 0～4 歳で大きく、平成 24 年から平成 28 年にかけて 121 人減少しています。

■ 未成年者数の推移

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
0～4 歳 (人)	2,148	2,132	2,095	2,070	2,027
5～9 歳 (人)	2,249	2,240	2,216	2,230	2,231
10～14 歳 (人)	2,174	2,196	2,249	2,220	2,241
15～19 歳 (人)	2,110	2,117	2,125	2,150	2,161
合 計 (人)	8,681	8,685	8,685	8,670	8,660

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

■ 未成年者数の推移



(4) 障がい者（児）等の推移

①身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、平成24年から平成27年まで増加していましたが、平成28年には65歳以上の方を中心に対前年で59名減少し1,427人となりました。

平成28年4月1日時点での手帳の等級別では、1級が26.5%と最も多く、障がい別では肢体不自由が56.0%を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
手帳所持者数（人）	1,416	1,456	1,472	1,486	1,427
18歳未満（人）	16	16	17	16	17
18～64歳（人）	459	450	443	445	432
65歳以上（人）	941	990	1,012	1,025	978
総人口（人）	44,149	44,194	44,247	44,315	44,350
対人口比（%）	3.2	3.3	3.3	3.4	3.2

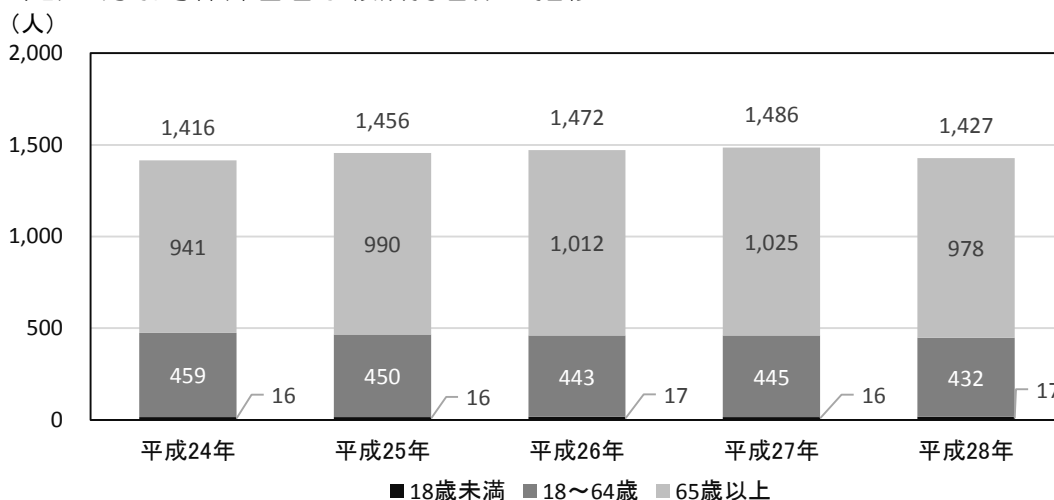
資料：市民福祉課（各年4月1日時点）

■等級別身体障害者手帳所持者数

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚（人）	26	21	5	7	8	4	71
聴覚・平衡（人）	0	47	17	45	0	25	134
音声・言語・そしゃく （人）	0	0	8	9	0	0	17
肢体不自由（人）	85	160	138	240	120	56	799
内 部（人）	232	1	28	84	0	0	345
複 合（人）	35	14	5	7	0	0	61
合 計（人）	378	243	201	392	128	85	1,427
構 成 比（%）	26.5	17.0	14.1	27.4	9.0	6.0	100.0

資料：市民福祉課（平成28年4月1日時点）

■年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



②知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成28年には310人で平成24年の255人から55人の増加となっています。

平成28年4月1日時点での手帳の程度別では、B1（中度）が30.7%で最も多く、B2（軽度）が28.4%、A2（重度）が26.1%となっています。

■療育手帳所持者数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
手帳所持者数（人）	255	270	284	297	310
18歳未満（人）	65	71	78	86	90
18～64歳（人）	166	176	183	187	195
65歳以上（人）	24	23	23	24	25
総人口（人）	44,149	44,194	44,247	44,315	44,350
対人口比（%）	0.58	0.61	0.64	0.67	0.70

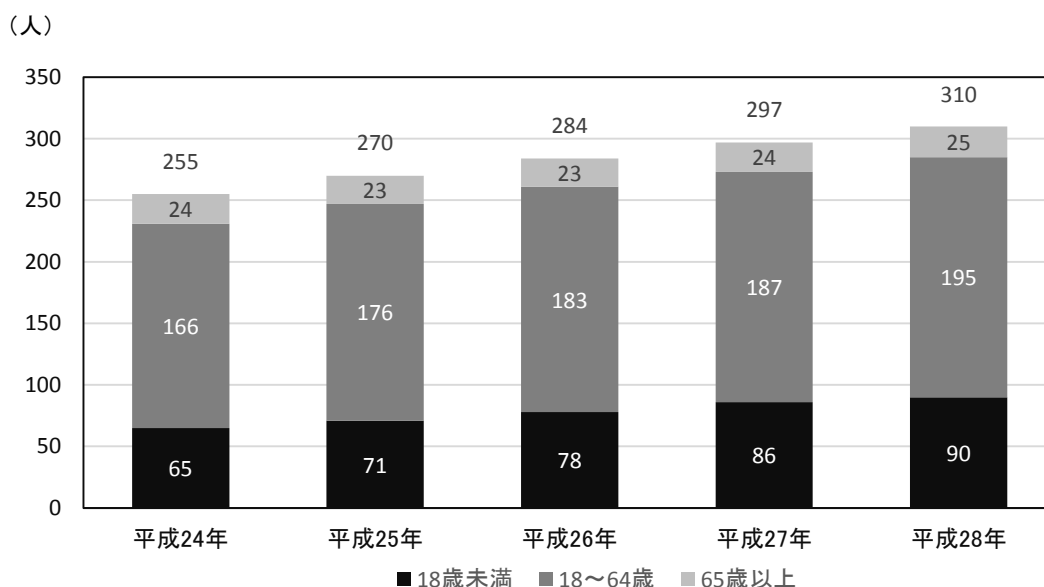
資料：市民福祉課（各年4月1日時点）

■程度別療育手帳所持者数

区 分	A1 （最重度）	A2 （重度）	A	B1 （中度）	B2 （軽度）	合計
手帳所持者数（人）	45	81	1	95	88	310
18歳未満（人）	9	20	0	16	45	90
18～64歳（人）	34	49	0	70	42	195
65歳以上（人）	2	12	1	9	1	25
構成比（%）	14.5	26.1	0.3	30.7	28.4	100.0

資料：市民福祉課（平成28年4月1日時点）

■年齢区分別療育手帳所持者数の推移



③精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年は 169 人で平成 24 年の 109 人から 60 人の増加となっています。また、平成 28 年 4 月 1 日時点での手帳の等級別では、2 級が 102 人で 60.4%を占めています。自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 28 年は 378 人で平成 24 年の 306 人から 72 人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（※平成 24 年度年齢別記録無し）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
手帳所持者数（人）	109	115	142	156	169
18 歳未満（人）		1	0	0	0
18～64 歳（人）		102	125	137	151
65 歳以上（人）		12	17	19	18
総 人 口（人）	44,149	44,194	44,247	44,315	44,350
対 人 口 比（%）	0.25	0.26	0.32	0.35	0.38

資料：市民福祉課（各年 4 月 1 日時点）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
手帳所持者数（人）	109	115	142	156	169
1 級（人）	20	23	30	35	34
2 級（人）	64	67	86	93	102
3 級（人）	25	25	26	28	33

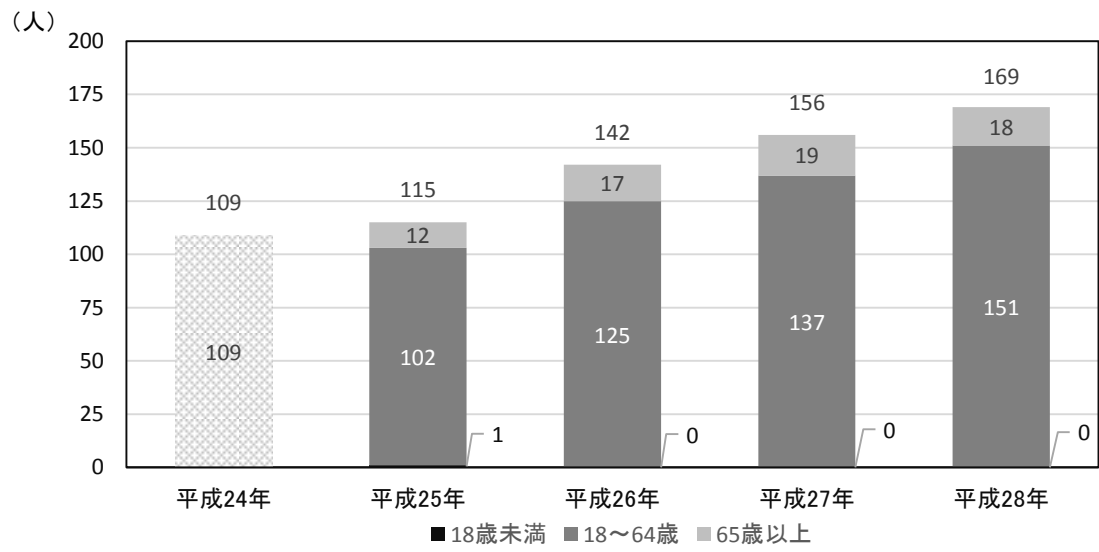
資料：市民福祉課（各年 4 月 1 日時点）

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
受 給 者 数（人）	306	317	334	359	378
総 人 口（人）	44,149	44,194	44,247	44,315	44,350
対 人 口 比（%）	0.69	0.72	0.75	0.81	0.85

資料：市民福祉課（各年 4 月 1 日時点）

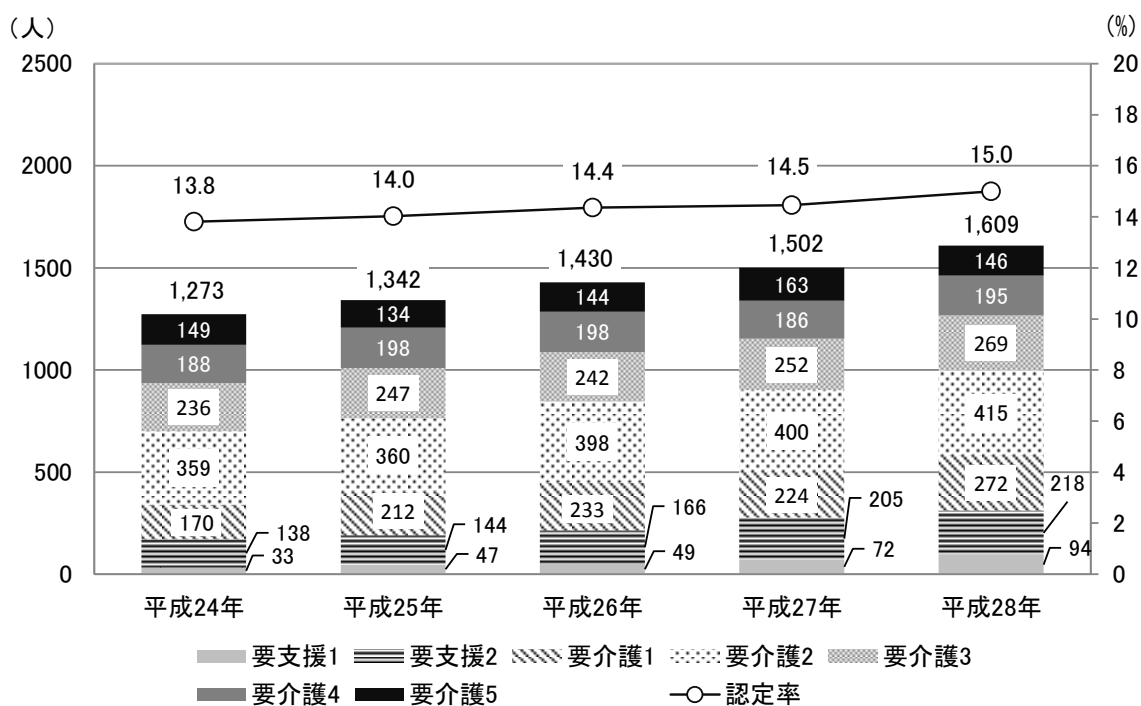
■年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（※平成24年度年齢別記録無し）



(5) 要介護等の認定状況の推移

要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあり、平成24年の1,273人から平成28年には1,609人へと336人増加しました。高齢者人口の増加に加え、高齢者人口に占める要介護等の認定者の割合（認定率）の上昇が増加の要因となっていますが、介護度の比較的重い要介護3～5の認定者に占める割合は、平成24年の45.0%から平成28年には37.9%まで低下しています。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

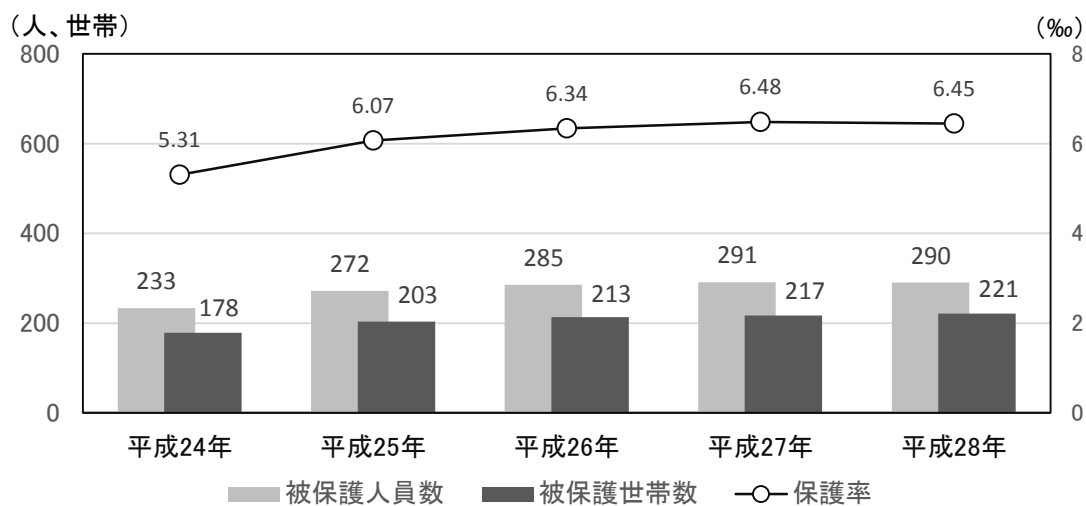


資料：保険高齢課（各年4月1日時点）

(6) 被保護世帯・人員の状況の推移

被保護世帯数は、平成24年の178世帯から平成28年の221世帯へと43世帯増加しました。保護率については、平成24年の5.31‰から平成28年の6.45‰へと1.14ポイント上昇しています。

■被保護人員、世帯、保護率の推移



資料：市民福祉課（各年4月1日時点）

(7) 生活困窮者の相談状況

平成 27 年度における生活困窮者からの新規相談受付件数は、75 件でした。相談内容では、「収入・生活費のこと」が最も多く 45 件で全体の 60.0%を占め、次いで「仕事探し、就職について」が 11 件（14.7%）となっています。

年齢別では、60 代以上が 31 件（41.3%）で最も多く、次いで 50 代が 18 件（24.0%）、40 代が 11 件（14.7%）となっています。

■生活困窮者の相談状況（平成 27 年度）

区 分		相談件数
新規相談受付件数（総数）		75
相談内容 （主訴）	病気や健康、障害のこと	3
	住まいについて	2
	収入・生活費のこと	45
	家賃やローン支払いのこと	1
	税金や公共料金等の支払いについて	1
	債務について	0
	仕事探し、就職について	11
	仕事上の不安やトラブル	2
	地域との関係について	0
	家族関係・人間関係	1
	子育て・介護のこと	0
	ひきこもり・不登校	0
	DV・虐待	0
	食べるものがない	0
	その他	9
合計	75	
年齢層別	～20 代	9
	30 代	6
	40 代	11
	50 代	18
	60 代～	31
	合計	75

資料：市民福祉課（平成 28 年 4 月 1 日時点）

2 市民の福祉意識の状況

(1) 意識調査の概要

「第2次さくら市地域福祉計画」の策定にあたり、市民の意見を反映させるために、「第1次さくら市地域福祉計画」策定時（平成22年）に引き続き、市民アンケートによる意識調査を行いました。

有効回答数は1,310件、有効回答率は43.7%で、前回の42.5%をやや上回りました。

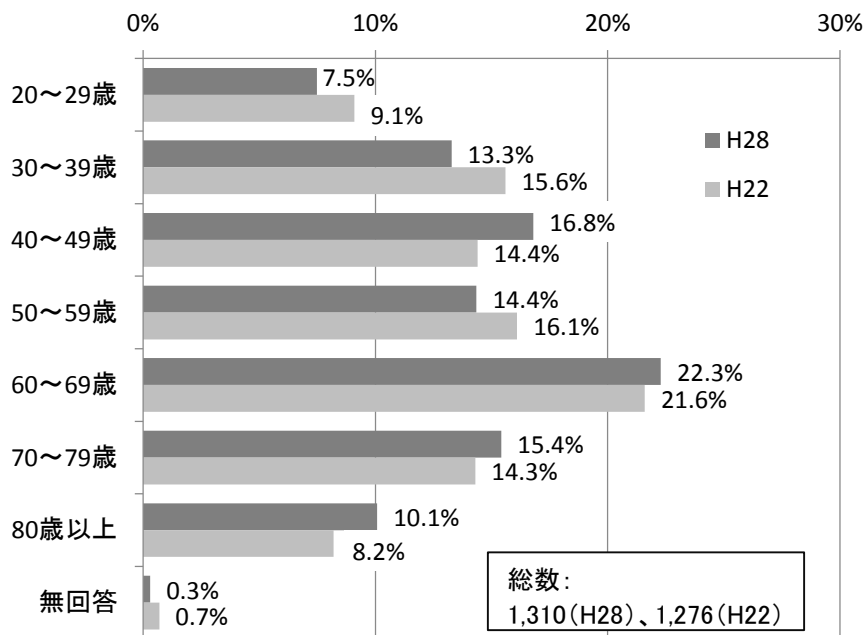
調査地域	さくら市全域
調査対象	さくら市在住の20歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成28年9月16日～9月30日
回収数	1,311件（うち有効回答数1,310件）
有効回答率	43.7%

(2) 意識調査結果の概要 (前回との比較の無いものは新規の調査項目)

① 回答者の年齢構成

回答者の年齢は、「60～69歳」が22.3%で最も多く、次いで「40～49歳」(16.8%)、「70～79歳」(15.4%)、「50～59歳」(14.4%)、「30～39歳」(13.3%)となっています。「60～69歳」が最も多いのは前回調査と同じですが、60歳以上の割合は、前回は44.1%に対し今回は47.8%と、年齢の高い回答者がやや多くなっています。

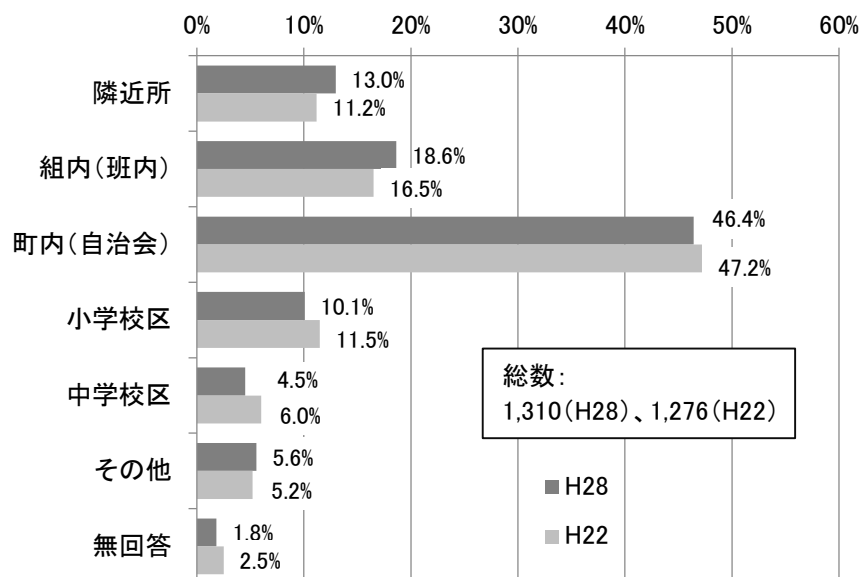
■ 回答者の年齢構成



② 「地域」と考える範囲

半数近くの方が「地域」を「町内(自治会)」と回答していますが、前回調査と比較すると、「隣近所」や「組内(班内)」との回答がやや増加しています。

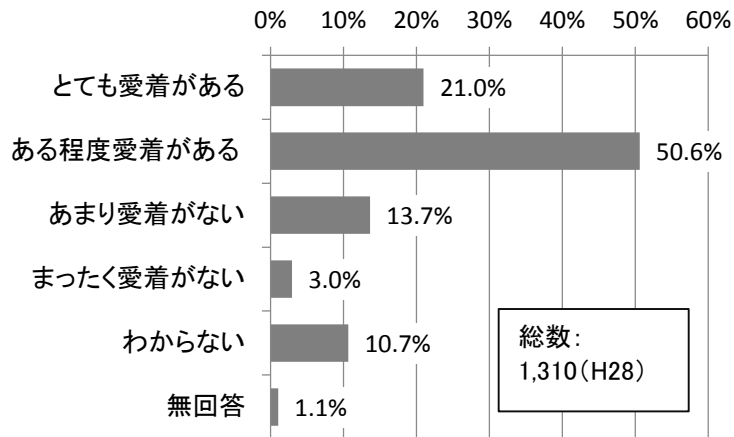
■ 「地域」と考える範囲



③「地域」への愛着

70%を超える人が、住まいの地域に「とても愛着がある」、「ある程度愛着がある」と回答しています。

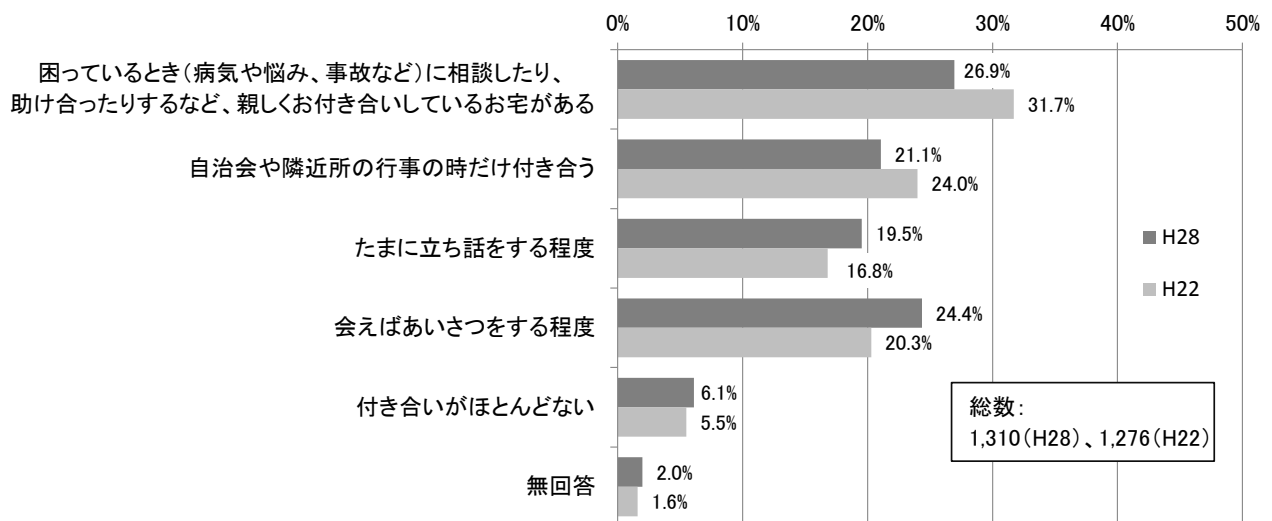
■「地域」への愛着



④ご近所とのお付き合い

「困っているとき(病気や悩み、事故など)に相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」との回答が26.9%で最多ですが、前回調査よりも約5ポイント減少し、代わって「たまに立ち話をする程度」や「会えばあいさつをする程度」の回答が増加しています。

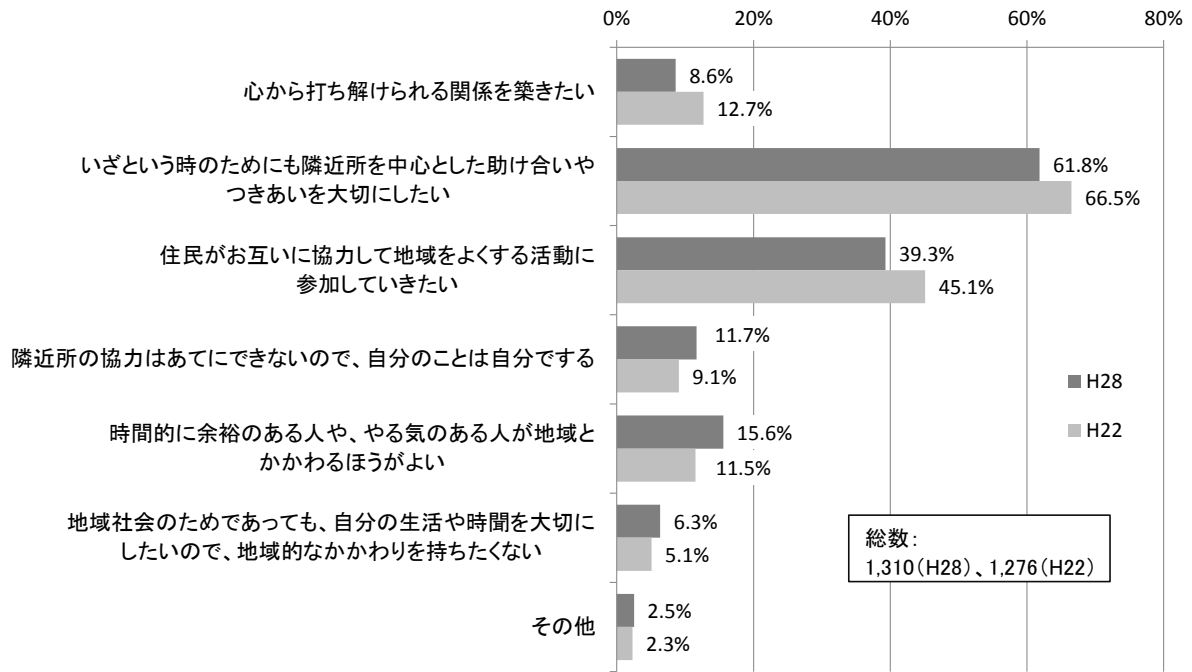
■ご近所とのお付き合いの状況



⑤地域での人との関わりに対する考え

地域での人との関わりについては、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」との回答が 61.8%と最も多くなっていますが、前回調査結果と比較すると、より親しい交流を求める回答が減少しています。

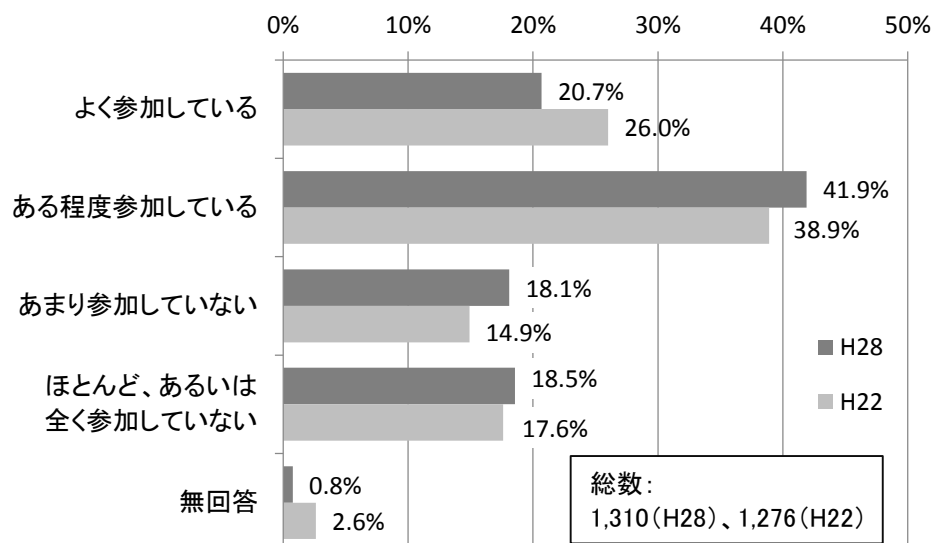
■地域での人との関わりに対する考え（2 つまで選択）



⑥自治会などの地域行事への参加状況

自治会などの地域行事へは、「ある程度参加している」との回答が 41.9%で最も多くなっていますが、前回の調査からは、「よく参加している」が減少し、「あまり参加していない」が増加しています。

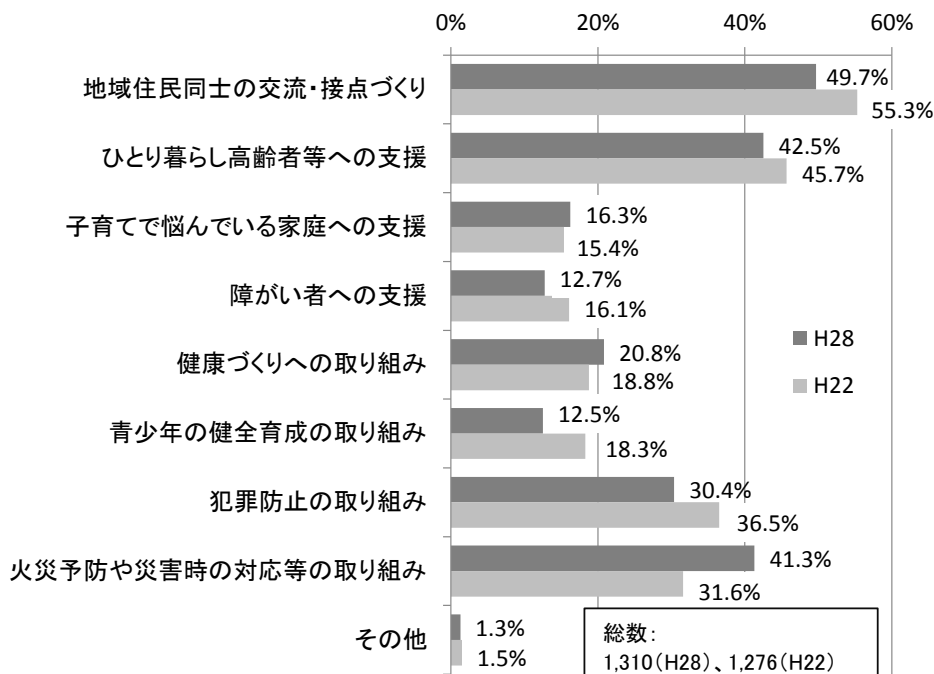
■自治会などの地域行事への参加状況



⑦地域の方が協力して取り組んでいくことが必要と思う問題

「地域住民同士の交流・接点づくり」、「ひとり暮らし高齢者等への支援」、「火災予防や災害時の対応等の取り組み」が上位の回答となりました。特に「火災予防や災害時の対応等の取り組み」は、前回調査から約 10 ポイントの増加となっています。

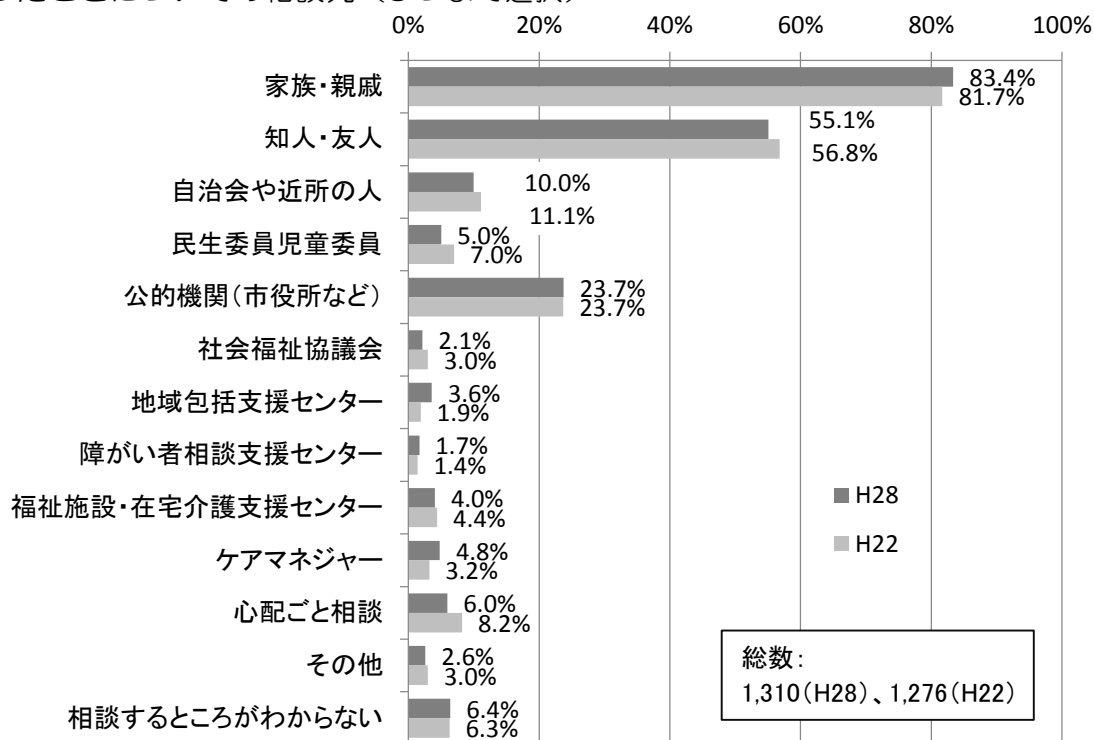
■地域の方が協力して取り組んでいくことが必要と思う問題（3 つまで選択）



⑧生活の中で困ったことについての相談先

「家族・親戚」、「知人・友人」に次いで、「公的機関（市役所など）」の回答が多くなっています。

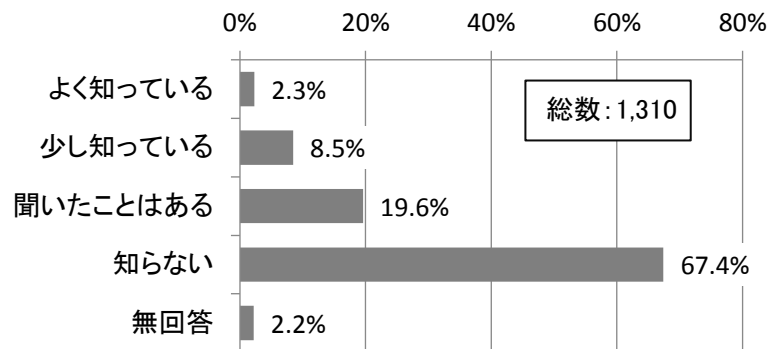
■困ったことについての相談先（3 つまで選択）



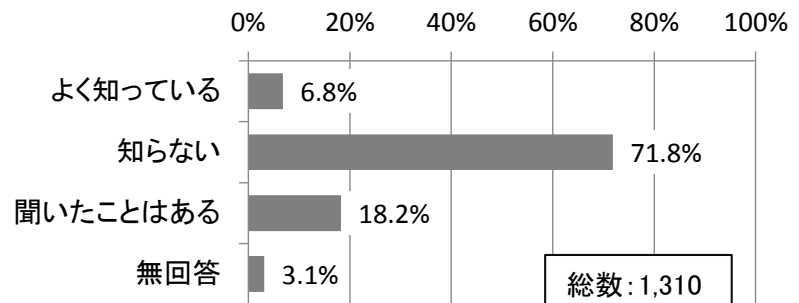
⑨地域福祉に関わる機関や団体の認知度

「さくら市地域福祉計画」、「生活困窮者自立支援制度」については 70%前後の人が「知らない」と回答しています。また、「さくら市社会福祉協議会」は名前を聞いたことがある人を含めると 60%以上の人が知っていますが、前回調査よりもその割合は約 8 ポイント低下しています。「民生委員・児童委員」については、70%近くの人を知っていますが、その人たちでも 50%以上の人は、地区の民生委員・児童委員が誰か知りません。

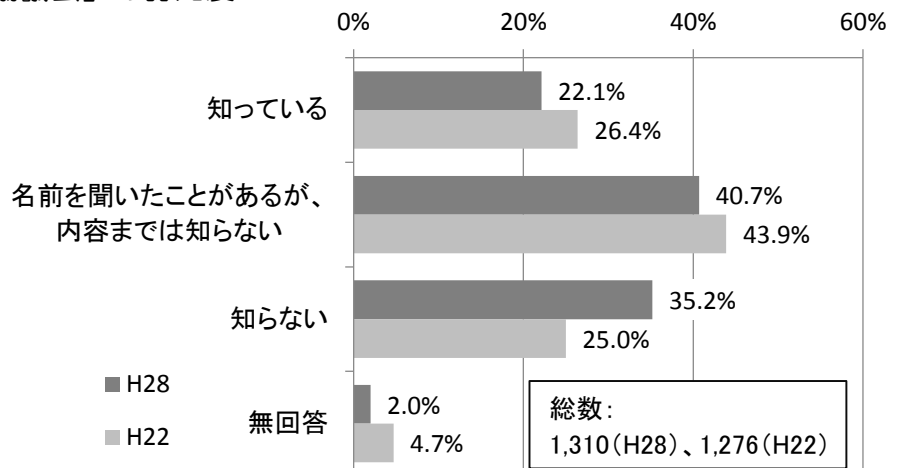
■「さくら市地域福祉計画」の認知度



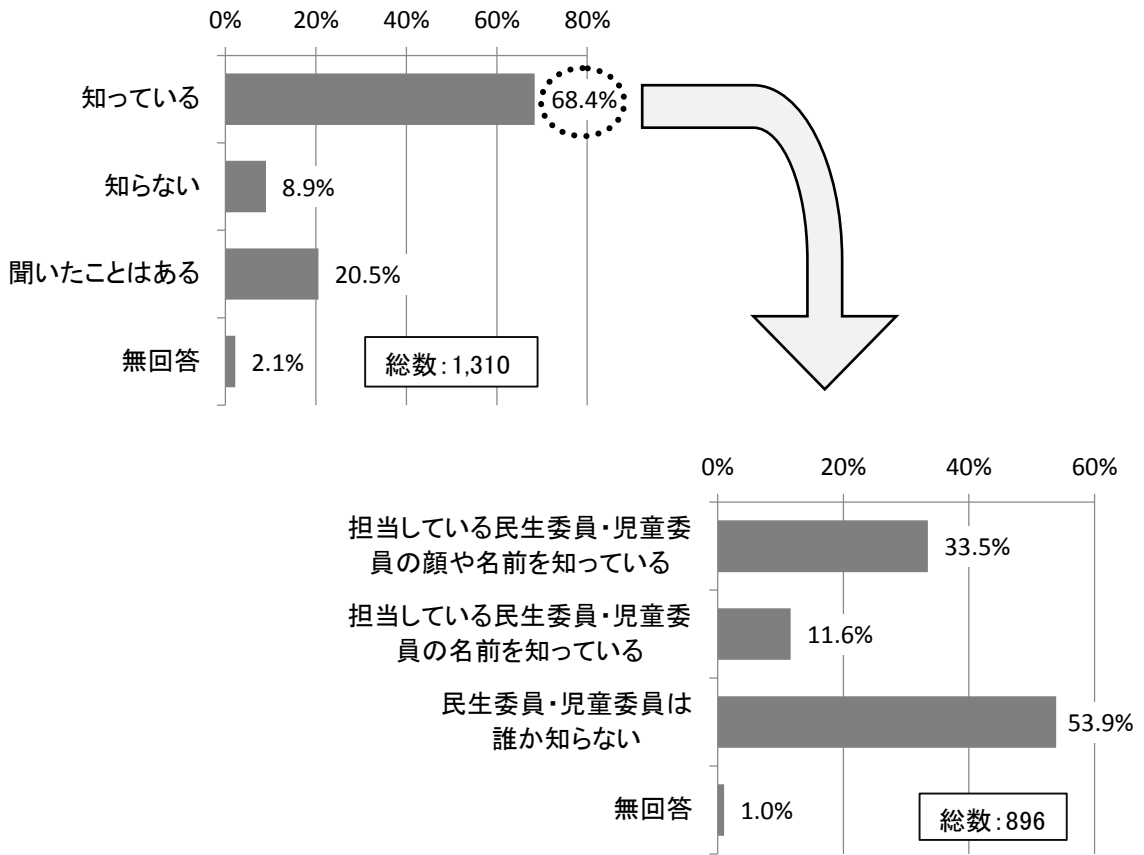
■「生活困窮者自立支援制度」の認知度



■「さくら市社会福祉協議会」の認知度



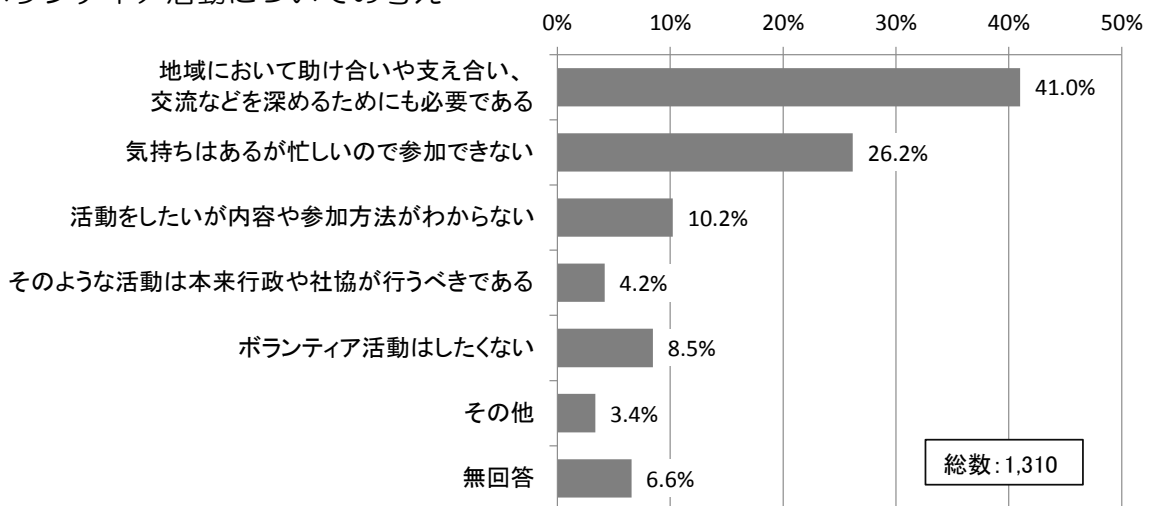
■「民生委員・児童委員」の認知度



⑩ボランティア活動についての考え

ボランティア活動について、「地域において助け合いや支え合い、交流などを深めるためにも必要である」、「気持ちはあるが忙しいので参加できない」、「活動をしたいが内容や方法がわからない」と、活動に対して積極的な回答をした人が 77.4%と多くを占めています。

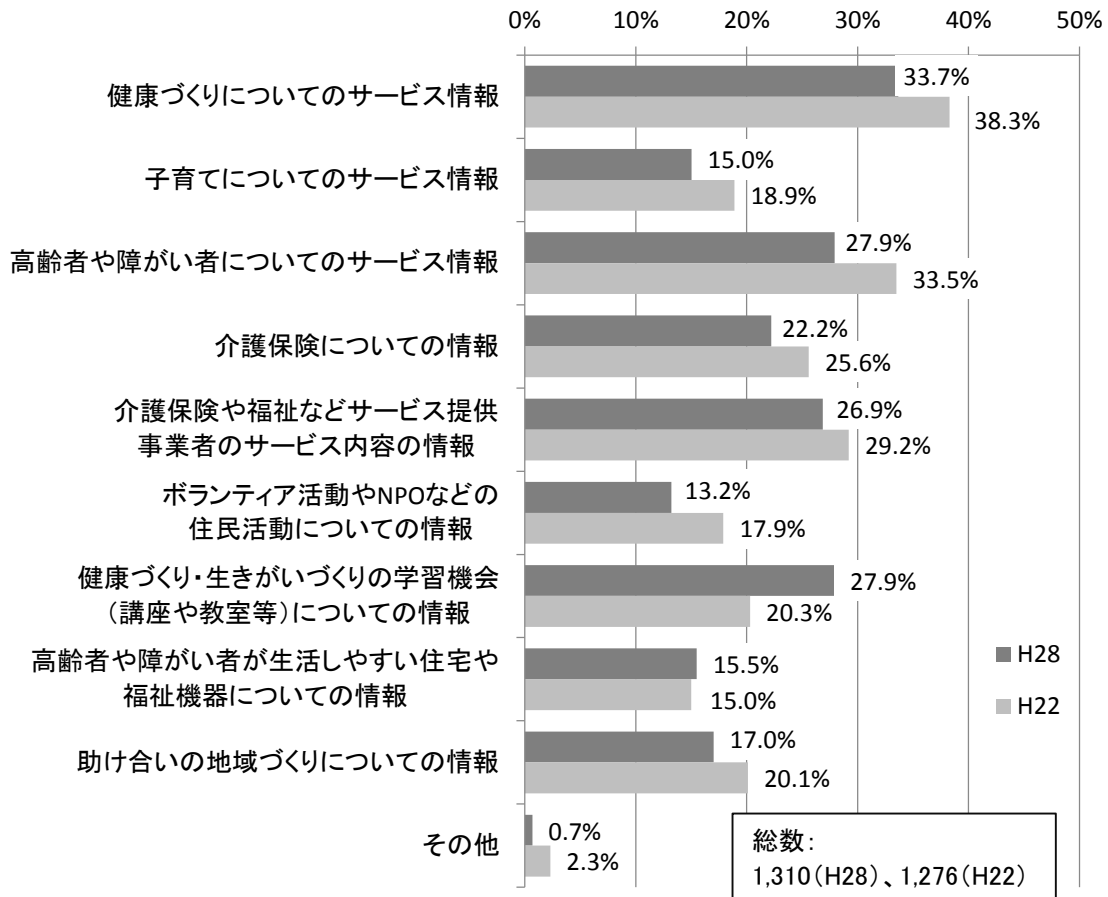
■ボランティア活動についての考え



⑪健康や福祉について知りたい情報

健康や福祉について知りたい情報では、多くの選択肢の回答が前回調査よりも減少している中で、「健康づくり・生きがいつくりの学習機会（講座や教室等）についての情報」は、7ポイント以上増加しました。

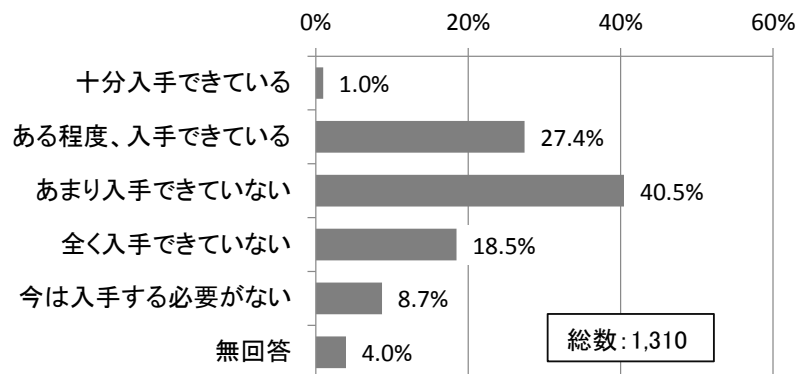
■健康や福祉について知りたい情報（複数回答）



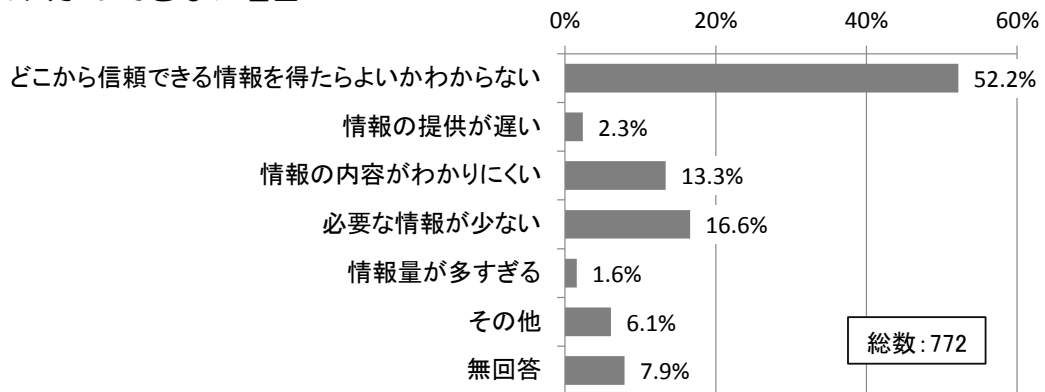
⑫市の健康や福祉についての情報提供

健康や福祉についての情報の入手については、59.0%の人が、「あまり入手できていない」又は「全く入手できていない」と回答し、その理由としては、「どこから信頼できる情報を得たらよいかわからない」が50%を超えています。また、もっと充実すべき情報提供の方法としては、広報紙が61.5%で最多ですが、「市のパンフレット・冊子など」と「市のホームページ（インターネット）」及び「回覧板やまちかどの掲示板」が、前回の調査結果よりも増加しています。

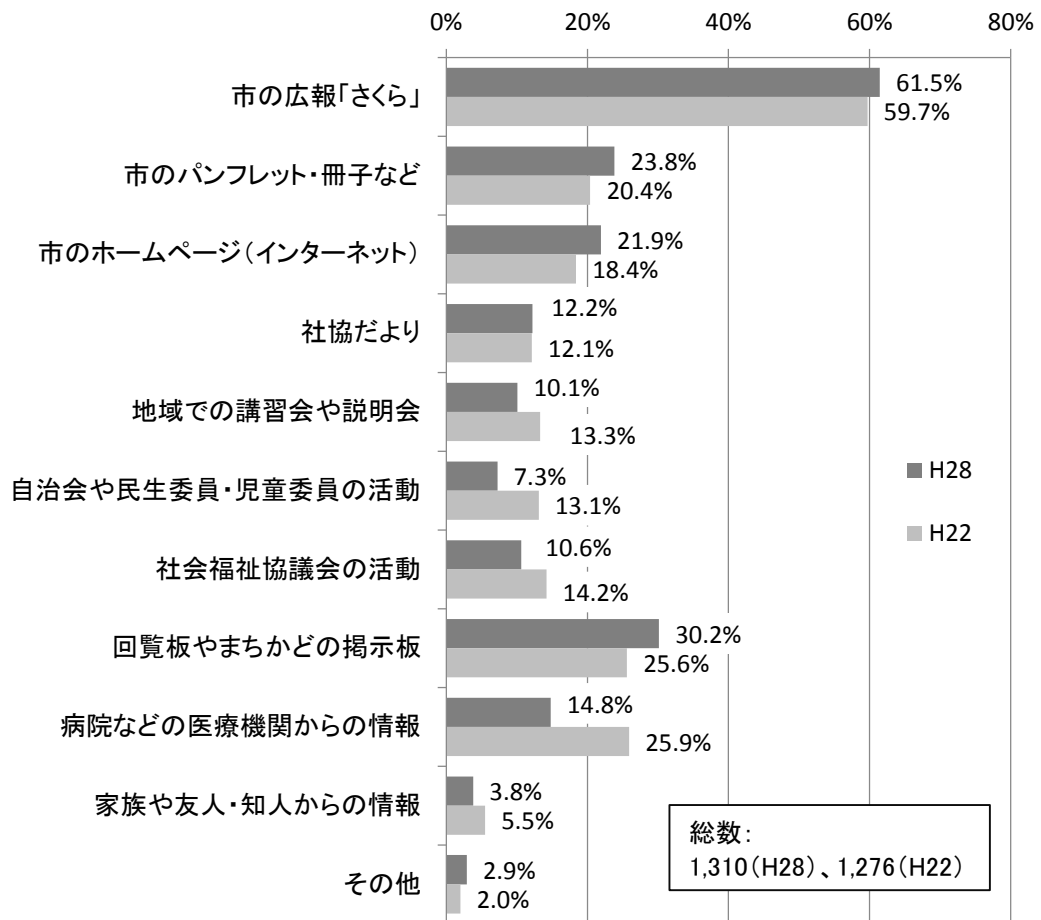
■健康や福祉についての情報の入手状況



■情報の入手ができない理由



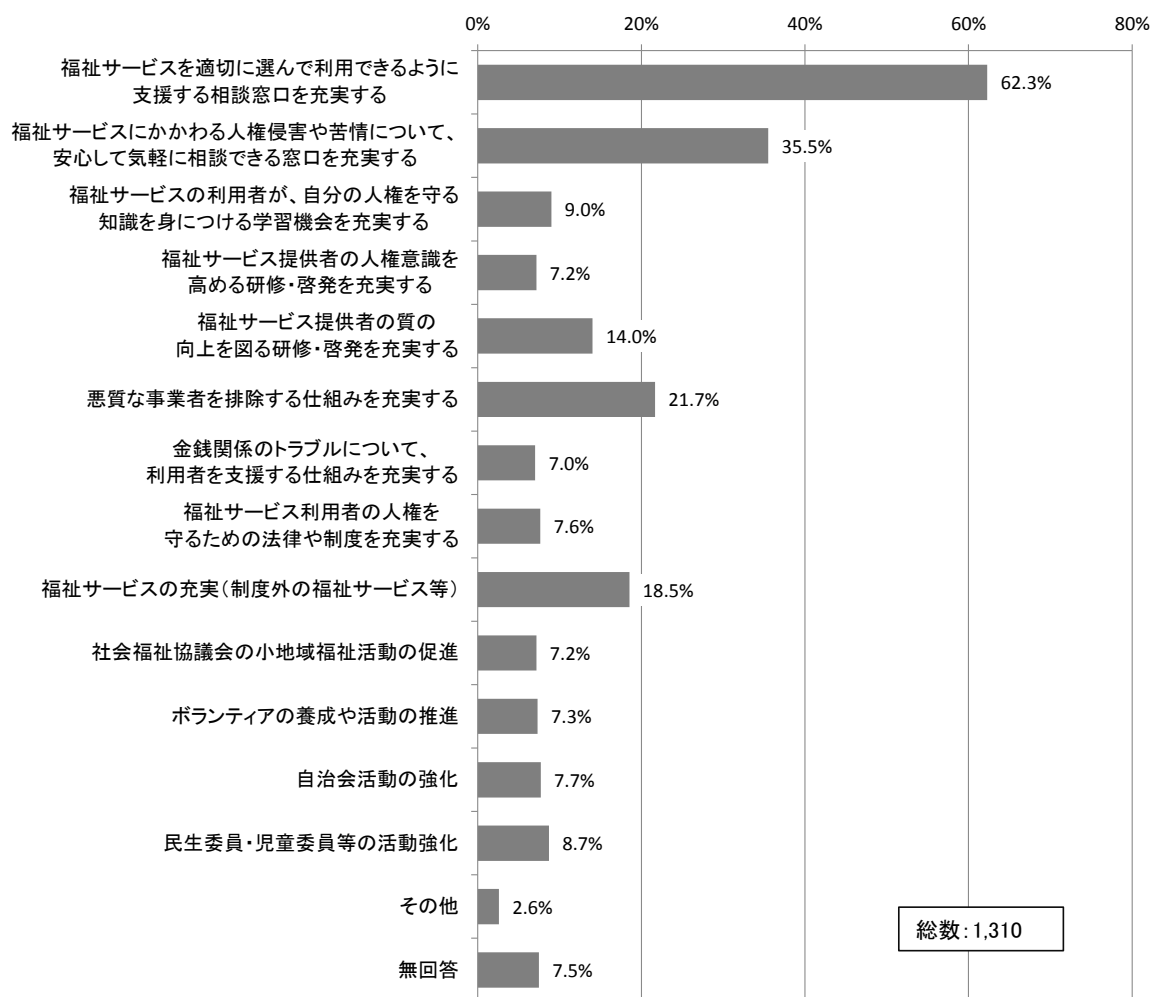
■もっと充実すべき情報提供の方法（3つまで選択）



⑬子育てや高齢者・障がい者の介護などに関するサービスを安心して利用するために充実すべきこと

サービスを安心して利用するために充実すべきこととしては、「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口を充実する」が62.3%、「福祉サービスにかかわる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口を充実する」が35.5%と、相談窓口に充実を求める回答が上位を占めています。

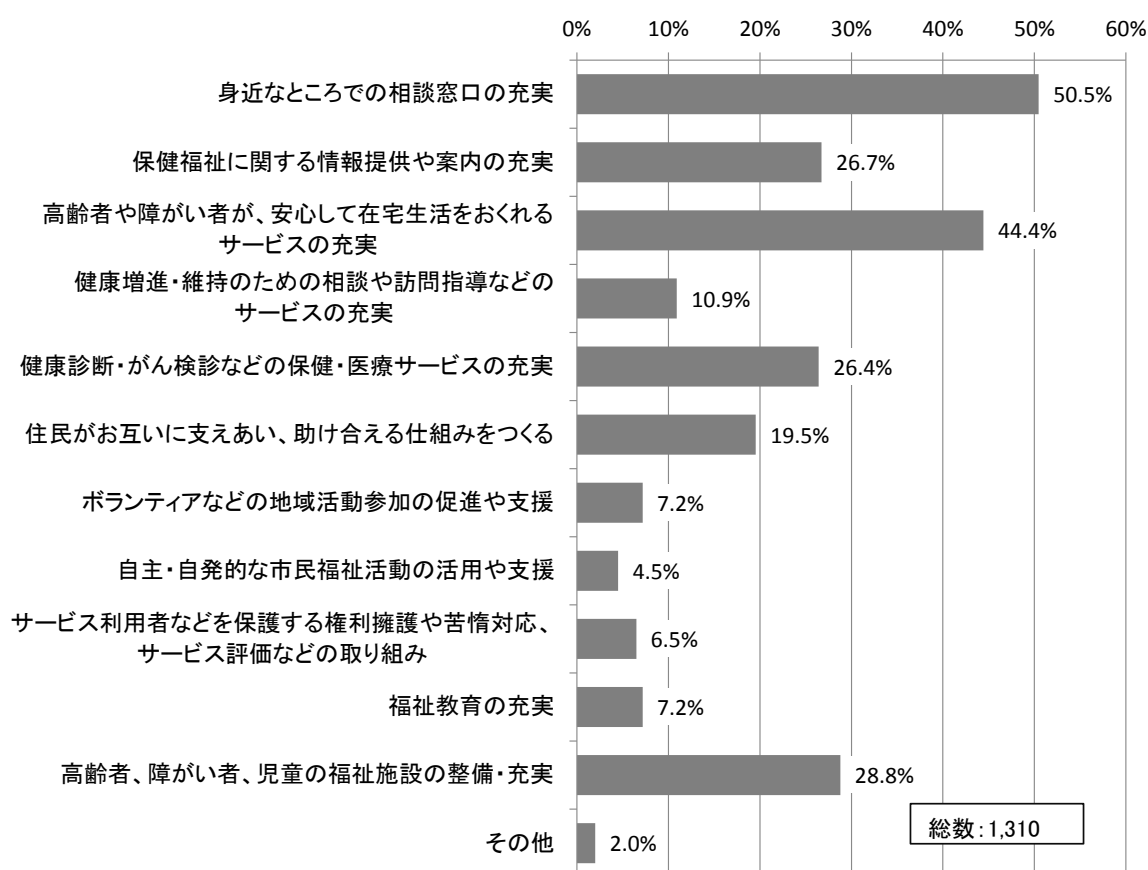
■福祉サービスを安心して利用するために充実すべきこと（3つまで選択）



⑭子育て、高齢者・障がい者の介護などの福祉を充実していくうえで、さくら市が優先して取り組むべき施策

福祉を充実するうえで市が優先して取り組むべき施策では、半数の人が「身近なところでの相談窓口の充実」と回答しています。次いで「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」が44.4%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備・充実」が28.8%、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」が26.7%となっており、サービスの充実とともに、相談や情報提供についての期待が大きいことがうかがえる結果となっています。

■福祉を充実するうえで市が優先して取り組むべき施策（3つまで選択）



(3) 意識調査結果から見える課題

さくら市地域福祉に関する意識調査結果から、地域福祉を取り巻く市の現状と課題を、「地域のつながり」、「地域福祉に関わる団体などの認知度」、「情報提供」、「地域福祉の推進」それぞれの切り口で整理しまとめました。

① 地域のつながりに関する課題

住まいの地域に愛着がある人は70%を超えています。

- 「地域」を「町内（自治会）」と考える人が46.4%で最も多くなっていますが、平成22年に実施した前回調査と比較すると、組内や隣近所との回答が増加しています。
- 71.6%の人が地域に「とても愛着がある」、「ある程度愛着がある」と回答しています。
- より身近な地域を肯定的に捉える市民意識の高さは、地域福祉の推進にとって基礎的な条件が整っていると言える結果です。

近所付き合いが、実際にも意識の面でも薄くなってきています。

- ご近所でのお付き合いでは、「困っているとき（病気や悩み、事故など）に相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」との回答が26.9%で最も多いものの、前回調査よりも約5ポイント減少しています。
- 地域での人との関わりについての考えでは、「心から打ち解けられる関係を築きたい」や「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」、「住民がお互いに協力して地域をよくする活動に参加していきたい」などの、より親しい交わりにつながる回答が、いずれも前回調査よりも減少しています。

地域の問題として、住民の交流やひとり暮らし高齢者への支援が認識されています。

- 地域の人が協力して取組んでいくことが必要と思う問題として、「地域住民同士の交流・接点づくり」、「ひとり暮らし高齢者等への支援」、「火災予防や災害時の対応等の取り組み」が上位の回答となりました。

火災予防や災害時の対応を、地域の取組が必要な問題と捉える人が増えています。

- 前回の意識調査の後、東日本大震災を始めとする自然災害の発生を経て、地域の人が協力して取組んでいくことが必要と思う問題として、「火災予防や災害時の対応等の取り組み」との回答が、前回調査から約10ポイント増加し、41.3%となりました。
- 「生活の中で困ったことについての相談先」として、市役所などの公的機関への期待が示されており、地域の取組を行政などが外から支援することが必要とされます。

② 地域福祉に関わる機関や団体、制度の認知度に関する課題

地域福祉に関わる機関や制度等の認知度の低さが深刻です。

- 「さくら市地域福祉計画」については67.4%の人が、また「生活困窮者自立支援制度」については71.8%の人が「知らない」と回答しています。
- 地域福祉活動の中核を担う「さくら市社会福祉協議会」について、「知らない」との回答は32.5%ですが、平成22年の調査結果よりも10ポイント増加しています。
- 「民生委員・児童委員」について、顔や名前まで知っている人は全体の20%程度です。
- 様々な機会を捉え、地域福祉に関わる機関や制度等の周知を進めることが必要です。

③ 情報提供に関する課題

約6割の市民は、健康や福祉に関する情報を入手できていません。

- 健康や福祉に関する情報を「あまり入手できていない」又は「全く入手できていない」と回答した市民が59.0%います。
- 情報を入手できていない59.0%の市民のうち50%を超える人が、入手できない理由として、「どこから信頼できる情報を得たらよいかわからない」と答えています。
- 情報提供の手段として期待の大きい「市の広報紙」、「回覧板」、「市のパンフレット」、「市のホームページ」などを通じた、市民目線に立った情報提供が求められます。

④ 地域福祉の推進に関する課題

福祉サービスを安心して利用するために、相談窓口の充実が求められています。

- 「福祉サービスを安心して利用するために充実すべきこと」、また「福祉を充実していくうえで、市が優先して取り組むべき施策」のいずれにおいても、過半数を超える市民が「相談窓口の充実」をあげています。
- 身近なところで、福祉サービスの利用について適切な支援を行う窓口を、更に充実させていくことが必要です。

⑤ その他の課題

安全・安心な暮らしを求める市民意識に応える必要があります。

- 自由意見として、以下の指摘が多くありました。
 - 「緊急放送が聞こえづらい」
 - 「災害発生時の避難場所がわからない」
 - 「危険を感じる道路がある」
 - 「交通弱者に配慮した公共交通の利便性の改善が必要」
- 安全で安心して暮らしを支えるための環境整備が求められています。

3 福祉関係団体の活動状況

(1) さくら市社会福祉協議会

さくら市社会福祉協議会は、喜連川社会福祉センター内に本部、氏家福祉センター内に氏家支部を置き、以下の活動を行っています。

また、地域福祉ネットワーク会、地区社協との連携により地域における福祉活動を展開しています。

■さくら市社会福祉協議会の事業概要

区 分	内 容 (概 要)
企画広報	<ul style="list-style-type: none"> ○「社協だより」の発行 ○社協PRビデオの活用 ○事業部会 ○シンボルキャラクター（さくらッピー）の活用 ○ブログ・Facebook・ホームページによる情報発信 ○入学及び卒業おめでとう事業
地域福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉ネットワーク会活動の推進 ○地区社協の活動強化 ○福祉まつりの開催 ○福祉講演会の開催 ○地域サロン活動実践講習会 ○ご近所ふれあいサロンづくり ○いきいきふれあいサロン（氏家・喜連川） ○ひとり暮らし高齢者の集い ○在宅障がい者及び介護者招待事業 ○買い物バスツアーの実施 ○友愛訪問の実施 ○坐禅体験の実施
ボランティア振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育・福祉体験活動の強化 ○手話講習会の開催 ○傾聴ボランティア養成講座 ○ボランティア講座の開催・ボランティアの育成 ○登録ボランティアグループ交流会 ○災害ボランティア養成講座 ○減災運動会 ○災害支援活動 ○3.11追悼応援イベント ○福祉フェスタinさくら ○絆（ボランティア）事業

区 分	内 容 (概 要)
共同募金会事業	<ul style="list-style-type: none"> ○赤い羽根共同募金運動 ○災害罹災者等見舞金の支給
受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉団体事務局 (いきいきクラブ連合会・身体障害者福祉会・手をつなぐ育成会) ○放課後児童健全育成事業 (押上小、熟田小) ○ファミリー・サポートセンター事業 ○無料法律相談事業 ○心配ごと相談事業 ○手話奉仕員養成研修事業

■地域福祉ネットワーク会・地区社協との連携による活動

○高齢者との会食会 (サロンの開設)	○福祉・災害マップ作成
○子ども (小学生) の下校時の見守り	○高齢者のお宅訪問、見守り
○地域住民と子どもの交流	○防災フェスタ
○地域ふれあいまつり	

(2) 福祉関係ボランティア団体

さくら市では、多くのボランティア団体が福祉に関係した活動を行っています。以下に、団体の一部を示します。

■福祉ボランティア団体

団体名	活動内容
喜楽会	いきいきふれあいサロン（喜連川地区）の開催支援
大野ヶ原サロン	地域の高齢者への手作り弁当宅配・会食・交流
民協OB会	社会福祉協議会事業への協力・会員相互の研修
音声訳ボランティアハチドリの会	音訳図書（広報さくら）の作成
かみふうせん	児童施設ボランティア
よさこい桜	施設利用者との交流・イベント等への参加
傾聴ボランティア桜	傾聴ボランティア活動
傾聴ボランティアえん	傾聴ボランティア活動
ミミーの会	子育て支援ボランティア
コンチの会	子育て支援ボランティア
とうもろこし	施設及び地域内援助活動
手話サークルさくら	手話を通じての活動
ボランティアこうと	高齢者の見守り

■福祉施設演芸ボランティア団体

団体名	活動内容
ジョイフル・リバー・アンサンブル	ハーモニカ演奏・出前コンサート
岡本キヌエ（翔扉絹千代）	踊り・カラオケ
浜田とき子	マジック
大正琴わすれなぐさ	大正琴・語りべ・ギター
福祉劇団 玉手箱	民謡・日本舞踊・新舞踊・フラダンス・唄・マジック・琴・ハーモニカ 他
鈴晃会	唄・尺八・三味線・大正琴
遊侠 ちどり会	唄・カラオケ・踊り（女踊り、股旅踊り、民謡踊り）
オカリナ同好会	オカリナ演奏
コールきつれ川	青春ソング・叙情歌など
喜連川民謡会	民謡
さくら民謡会	民謡
Crescendo（クレッシェンド）	音楽ボランティア（歌謡曲・ポップス他）
喜連川フォークダンス愛好会	フォークダンス
谷高由紀	ピアノ演奏
たから船	日本舞踊、新舞踊、歌、マジック

■環境・生涯学習ボランティア団体

団体名	活動内容
さくらリーダーズクラブ	子ども会・育成会等の活動応援、交流会等の企画・運営
地域子どもプロジェクトSSスタッフ	地域の子どもの活動支援
さくら市青少年センター	市内の青少年の健全育成のために様々な活動をするボランティア
ふれあいスクールサポーター	放課後、地域の大人の方が子どもと遊ぶボランティア
声かけボランティア	普段、散歩の時、ウォーキングの時など、
地域安全パトロールボランティア	地域のパトロール
喜連川小学校地域応援隊	読みきかせや昔遊びなどによる学校の教育活動の支援
氏家小学校サポート隊	読みきかせや昔遊びなどによる学校の教育活動の支援
託児ボランティア	保護者の学習の際の託児
おはなしボランティアアリスの会	絵本の読み聞かせ
おはなし会 バーバママ	絵本の読み聞かせ
うじいえ自然に親しむ会	さくら市の天然記念物「シルビアシジミ」や絶滅危惧種の「カワラノギク」の保全や観察会の実施
美寿々民話の会「きつれがわ」	昔話の語り
きつれ川ポピー畑管理委員会	ポピー園周辺の美化・清掃
さくら市地域婦人会	明るいまちづくり活動
さくら市まちづくり研究会	さくら市のまちづくり団体
さくら市食生活改善推進員協議会	会員相互の啓発と地域の保健衛生水準の向上活動
喜連川公方城下町再生プロジェクト協議会	農村と観光が連携した地域活性化活動
さくらまちあそびクラブ	小学生による駄菓子屋
ムラおこし応援団さくら	移動式石窯によるイベント参加者のピザ創作・試食
さくら市こどもエコクラブ えがおフレンズ（JECクラブ）	3歳から高校生までの環境活動
NPO 法人 まちづくりネットワーク・笑顔	市民の居場所づくり
NPO 法人 氏家まちづくり Active	さくら市の市街地の活性化
栃木元気とどけ隊	高齢者や地域の方との交流
さくら市更生保護女性会	明るいまちづくり団体

第 2 部 各論

第 1 章 計画の内容

1 計画の基本理念

さくら市は、第2次さくら市総合計画において市の将来都市像を、「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」とし、この将来都市像の実現を図るための基本計画の政策Ⅱ「福祉の充実と安心の社会保障」の中に、「助け合いと支え合いの地域福祉」を位置付けました。

国全体で人口減少が進む中、さくら市の人口は緩やかですが増加しています。しかし、年齢構成を見ると、徐々に高齢者の総人口に占める割合が拡大しており、平成28年4月時点ではほぼ4人にひとりが65歳以上の高齢者です。市民アンケート結果にも、地域の人が協力して取組んでいくことが必要と思う問題として、「地域住民同士の交流・接点づくり」、「火災予防や災害時の対応等の取り組み」と並んで、「ひとり暮らし高齢者等への支援」が上位の回答となり、市民の関心の高さが示されました。

社会の高齢化により、地域では様々な生活課題に直面することになりました。生活課題の解決には、自分や家族の力で解決を図る「自助」、友人や隣近所、ボランティア等が地域の中で協力して解決し合う「互助」、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決「公助」がありますが、今まさに、地域において「互助」の取組を推進することが求められています。

「第2次さくら市地域福祉計画」は、基本計画を支える部門別計画「第1次さくら市地域福祉計画」の後継計画として、市民が中心となって地域の力で生活課題を解決する「互助」を推進するために、以下に示す理念のもと、引き続き地域住民が互いに支え合い、暮らしに温かさを感じられるまちを目指します。

第2次さくら市地域福祉計画の基本理念

市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり

2 計画の基本目標

第1次さくら市地域福祉計画の基本理念を基に、第2次さくら市地域福祉計画では基本理念を「市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり」と改めました。この基本理念の実現を目指すために、以下の4つの基本目標を計画の柱として設定し、地域福祉社会の形成を進めます。

【基本目標1】市民がつくる福祉のまち

「福祉は人なり」という言葉があるように、福祉活動を推進するためには、人づくりがなにより大切です。地域福祉を推進する基盤となる市民の福祉意識の向上を図り、福祉が風土となるまちづくりを進めます。

【基本目標2】気軽に相談できて支援を受けられるまち

福祉サービスの充実とともに、サービスについての情報が適切に提供され、身近なところで相談ができることが求められています。そうした市民の期待に応える環境の整備を推進します。

【基本目標3】地域で支え合うまち

地域福祉の担い手である市民、地域の団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉関係の事業者などの連携強化を進め、地域全体に支え合いが広がるまちの実現を図ります。

【基本目標4】暮らしに安心を感じられるまち

地域住民が主体となった防犯・防災活動を支援するとともに、公共施設のバリアフリー化を進め、全ての市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念 市民自らが共に手をとり、共に生きるまちづくり

基本目標1 市民がつくる福祉のまち

基本施策	施策
(1) 互いを思い合うこころづくり	① 地域福祉の普及啓発
(2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり	① 福祉イベント等の開催 ② 集いの場の充実
(3) 地域活動の推進	① 見守り活動の推進 ② 民生委員児童委員活動の推進 ③ さくら市社会福祉協議会活動の推進 ④ 地域を担う人づくり

基本目標2 気軽に相談できて支援を受けられるまち

基本施策	施策
(1) 相談しやすい体制づくり	① 身近な相談機会の充実 ② 専門的な相談機関の充実 ③ 相談のネットワークの充実 ④ 生活困窮世帯対策の充実
(2) 誰もが情報を得られる環境づくり	① 情報提供体制の充実 ② 当事者団体等の活動情報の提供

基本目標3 地域で支え合うまち

基本施策	施策
(1) 地域ぐるみ活動の推進	① 市民との協働事業の促進 ② ボランティア活動の推進 ③ 地域の特性を生かした福祉活動の推進
(2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり	① 細かなニーズに対応する支援体制の整備 ② 福祉サービス等の向上

基本目標4 暮らしに安心を感じられるまち

基本施策	施策
(1) 災害時等緊急時の備えと対応	① 災害時等要支援者支援活動の推進 ② 地域における防災活動の普及
(2) 防犯・交通安全の推進	① 地域ぐるみ防犯活動の推進 ② 交通安全意識の普及
(3) 移動の利便性と安全性の向上	① 公共交通の充実 ② 移動の安全性の向上
(4) 住みやすいまちづくり	① ユニバーサルデザインの普及 ② 公共施設等のバリアフリー化

4 基本目標の実現に向けた施策の展開

【基本目標1】市民がつくる福祉のまち

◆現状◆

第2次さくら市総合計画においては、地域福祉に対する施策の目指す姿として「市民が相互に、助け合い、支え合いながら地域福祉活動が展開されています」と規定されており、そのための基本事業として「地域福祉の理解促進」、「地域福祉活動の推進」、「見守り活動の推進」があげられています。

市では、市民の地域福祉への理解促進を図るため、市の広報紙やホームページ等により地域福祉に関する情報の提供を進めています。

地域福祉活動の推進においては、行政区長会や民生委員児童委員協議会連合会の事務局として、行政区長や民生委員児童委員の活動を支援するとともに、行政区長や民生委員児童委員の協力を得て、地域の福祉ニーズの把握に努めています。

また、さくら市社会福祉協議会では、広報紙の発行、シンボルキャラクターの活用、福祉講演会の開催、共同募金活動などにより福祉意識の普及啓発などを実施しているほか、福祉にかかわる団体の集いと活動の普及の機会として、「さくら市福祉まつり」を開催しています。

高齢者を対象としたサロン事業など独自の福祉事業を実施している行政区に対しては、社会福祉協議会が支援を行っています。

◆課題◆

さくら市地域福祉に関する意識調査では、70%を超える人が地域に愛着があると回答していますが、実際のご近所とのお付き合いや地域の人との関わりに対する考えは、平成22年の調査結果と比較してより浅い関係へと動いていることが示されています。また、地域を人の協力した取組が必要と思うことでは、地域住民同士の交流・接点づくりが49.7%と最も多く回答されていますが、前回調査結果の55.3%からは減少しています。前回調査結果よりも回答の割合が大きく増加したのは、火災予防や災害時の対応等の取組で、31.6%から41.3%へ、約10ポイント増加しています。

市民が重視している地域における防災や減災活動についても、地域での人と人との強いつながりがその前提となります。そのため、今後も市民の福祉意識の高揚を図り、地域内での集いの機会や助け合いの仕組づくりを進めるとともに、さくら市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政区長会等による地域における要支援者への活動を推進する必要があります。

◆基本施策◆

(1) 互いを思い合うところづくり

①地域福祉の普及啓発

■私たちの役割やところがけ

- 家族の絆を大切にします。
- 地域福祉に関する情報に関心を持ち、家族や地域で話し合いをします。
- 日常生活の中で、地域福祉や福祉活動の大切さを考えます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を活用し、地域福祉に関する情報提供を進め、市民の地域福祉についての普及啓発を図ります。
- 地域福祉ネットワーク会や地区社協と協力して、市民の地域福祉への意識の向上に努めます。

■市が取り組むこと

- 市の広報紙やホームページ等を活用し、地域福祉に関する情報提供を進め、市民の地域福祉についての普及啓発を図ります。
- 福祉について学習できる機会を増加し、児童から成人まで成長段階に応じた知識の習得を推進します。

(2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり

①福祉イベント等の開催

■私たちの役割やところがけ

- 福祉まつりや、社会福祉法人等の主催するイベントの意義や楽しさについてよく知り、身近な人を誘って参加します。

■社会福祉協議会・社会福祉法人等が取り組むこと

- 「福祉まつり」など、市民が地域福祉に関心をもてるイベントを開催します。
- イベント開催時には、高齢者、障がい者、児童が参加しやすいよう、設備や配置などを工夫します。
- 社会福祉法人等が主催するイベントに、地域住民の参加を求めます。

■市が取り組むこと

- 市民の福祉意識の高揚と福祉関係団体の活動の促進及び普及を図るため、「福祉まつり」等の福祉イベントの開催を促進します。
- 高齢者、障がい者、児童が積極的に参加できる開催方法を検討します。

②集いの場の充実

■ 私たちの役割やところがけ

- 近所の人を誘い合って集いの場に参加します。
- 悩みや困りごとの解決方法などの情報を、お互いに交換します。
- 地域で独自にできる活動などについて、地域で話し合って実現していきます。

■ 社会福祉協議会・社会福祉法人・ボランティア団体等が取り組むこと

- 地域のサロン事業などの運営を援助します。
- 誰もが、社会とつながれる場所としての居場所づくりを行います。
- 福祉施設を交流スペースとして開放します。

■ 市が取り組むこと

- 行政区の公民館等を活用した身近な地域での集いの場（サロン事業など）を推進し、高齢者、障がい者、児童が地域社会とのつながりを持てる環境を整備します。
- 誰もが、社会とつながれる場所としての居場所づくりを推進していきます。

(3) 地域活動の推進

①見守り活動の推進

■私たちの役割やこころがけ

- 地域で暮らす高齢者を把握します。
- ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。
- 近所で支援を必要とする人の見守り活動に協力し、困った時には民生委員児童委員、行政区長に知らせます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協、民生委員児童委員と協力して地域における見守り活動の拡充を図ります。

■市が取り組むこと

- 高齢者や障がい者、子育て世帯等、日常生活に支援が必要な人を早期発見する事で、必要な支援につなげられるよう、関係機関と協力して見守り活動を推進します。
- 隣近所による地域での見守り活動についても活発にします。

②民生委員児童委員活動の推進

■私たちの役割やこころがけ

- 地域の民生委員児童委員が誰かを把握します。
- 地域を担当する民生委員児童委員との交流を持ちます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 市と協力して、民生委員児童委員の活動を支援します。

■市が取り組むこと

- 地域福祉の中心となる民生委員児童委員の活動を支援します。
- 民生委員児童委員の資質の向上のため、研修等の充実を図ります。

③ さくら市社会福祉協議会活動の推進

■ 私たちの役割やこころがけ

- 社会福祉協議会の役割や場所、活動内容を理解します。
- 社会福祉協議会の会員になります。
- 社会福祉協議会の事業に参加し協力します。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 市内の地域福祉を充実させるための事業を行います。
- 市の地域福祉に関する施策の実施に協力します。
- 地域福祉に対する市民の意識向上のためのPRを行います。

■ 市が取り組むこと

- 地域の福祉活動の中核を担うさくら市社会福祉協議会の活動を推進するため、各種事業の実施における連携・協力を進めます。

④地域を担う人づくり

■ 私たちの役割やこころがけ

- 地域で開催される講演会や学習会に、積極的に参加します。
- ボランティア養成講座などに、積極的に参加します。
- 身近なボランティア活動に積極的に参加します。
- 「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にします。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉に対する意識向上のための講演会や学習会などを開催します。
- 福祉に関する情報収集、情報提供を行います。

■ 市が取り組むこと

- 地域での活動を担う人の福祉意識を高めるため、心のバリアフリーや人権を尊重する意識、男女共同参画について学ぶ機会の充実を図ります。
- 市民のボランティア活動への参加を推進するため、研修会・講習会や体験の機会を充実します。

【基本目標 2】気軽に相談できて支援を受けられるまち

◆現状◆

社会情勢の変化により、近年の地域福祉に関する課題は多様化し、内容も複雑になっています。

さくら市では、各種相談事業で、様々な課題に対する相談を受け、解決に向けての施策を行っています。

また、専門的な課題の解決に対応できる支援機関として、高齢者やその家族を対象とした地域包括支援センター、障がい者を対象とした障がい者相談支援センター、子育て世帯を対象とした子育て支援センターを設置しています。

地域においては、民生委員児童委員やさくら市社会福祉協議会などによる相談活動が行われています。

◆課題◆

さくら市地域福祉に関する意識調査では、生活の中で困ったことについての相談先として、真っ先に浮かぶ家族・親戚（83.4%）や知人・友人（55.1%）に続き、23.7%で市役所などの公的機関が第3位となっていますが、地域福祉推進の中核的組織であるさくら市社会福祉協議会については、前回調査で3.0%、今回の調査では2.1%と、相談先として認知されていない状況です。また、福祉サービスを安心して利用するために、60%以上の人が、福祉サービスを適切に利用できるような支援する相談窓口の充実を望んでいます。

今後は、少子高齢化による高齢者の増加や、平成27年度に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者に対する自立相談支援事業、平成28年度に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づく相談など、社会情勢の変化にあわせた課題に対応し、身近で相談しやすい体制を充実するとともに、福祉ニーズに応じた情報提供や地域福祉に関する機関や団体の認知度を高めるための周知活動を進める必要があります。

◆基本施策◆

(1) 相談しやすい体制づくり

①身近な相談機会の充実

■私たちの役割やところがけ

- 日頃から、相談できる人や場所を考えておきます。
- 困りごとがある時は、気軽に民生委員児童委員などに相談します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 困りごとのある市民の相談に対応できる体制を整備します。
- 市の行なう相談事業に協力します。
- 社会福祉協議会で行っている相談活動をPRします。

■市が取り組むこと

- 各種の相談活動を進めるとともに、地域における相談機会の充実を図ります。
- また、さくら市社会福祉協議会による相談活動の情報提供を進めます。

②専門的な相談機関の充実

■私たちの役割やところがけ

- 専門的な相談ができる窓口について、知っておきます。
- 知り合いの人が困っている時には、窓口を紹介します。
- 難しい相談をしたい時には、専門的な機関に相談します。

■相談機関が取り組むこと

- 市民が相談の窓口を知る事ができるよう、業務内容のPRを行います。
- 相談内容の専門性に対応できるよう相談員のスキルアップを図ります。

■市が取り組むこと

- 専門的な課題に対応するため、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、子育て支援センター、家庭相談員、保健センター、生活困窮者自立支援相談員等の相談活動の充実を図ります。
- 相談支援体制の充実を図るため、高齢者福祉を対象とする地域ケア会議や、障がい者福祉を対象とする地域自立支援協議会による活動を推進します。

③相談のネットワークの充実

■私たちの役割やこころがけ

- 虐待やDVについての相談先、相談機関を知ります。
- 介護や福祉サービスについての相談先、相談機関を知ります。
- 地域で虐待などの異変に気がついた時には、相談窓口へ連絡します。
- 心のケアが必要と思われる人には、相談できる場があることを伝えます。

■相談機関が取り組むこと

- 各機関間で交流を深め、情報の共有や、連携した対応が取りやすくなるよう努めます。

■市が取り組むこと

- 児童、高齢者、障がい者への虐待などの相談への対応、自殺の防止や心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、各専門的な相談機関の連携を強化します。
- 関係機関の連携を深め、児童・障がい者・高齢者の制度の間で支援が途切れない体制を整備します。

④生活困窮世帯対策の充実

■私たちの役割やこころがけ

- 困っているときは、市や社会福祉協議会、民生委員児童委員へ相談します。
- NPO 団体や、ボランティア活動などに参加して支援を行います。
- 生活困窮者自立支援制度への理解を深めます。

■社会福祉協議会・民生委員児童委員・NPO 団体などが取り組むこと

- 市の生活困窮世帯対策事業に、積極的に協力します。
- 社会福祉協議会は、「さくら市社会福祉金庫（貸付制度）」を有効活用して、一時的に資金が必要な方を援助します。
- フードバンクや子ども食堂の設置を進めます。

■市が取り組むこと

- 生活困窮世帯への相談支援体制の充実や制度のPRを図ります。
- 支援員が相談者と一緒に、自立のために必要な支援プランを作成します。
- 住居を喪失した人又は住居喪失の恐れのある人への住居確保給付金の支給や就労支援を行います。
- 貧困の連鎖を防ぐための困窮世帯の中学生を対象とした学習支援などを行い、継続的に自立した生活が送れるよう支援します。
- 生活困窮者の中には、ひきこもりやDV被害など、様々な問題を複合的に抱えている人も多いことから、本人の希望により、ひきこもりサポーターの派遣を行います。

●さくら市で行われている相談事業●

相談名		対応者	問合せ先
法律相談		弁護士	さくら市社会福祉協議会
心配ごと相談		民生委員児童委員 行政相談委員 人権擁護委員	企画政策課 市民福祉課
消費生活相談		消費生活センター相談員	さくら市消費生活センター
教育相談		学校教育課指導主事	学校教育課
児童家庭相談		家庭相談員	児童課
婦人相談		母子・父子自立支援員兼 婦人相談員	児童課
福祉サー ビスに ついての 相談	児童	毎週月～金	児童課
	障がい 者		市民福祉課
	高齢者		保険高齢課
虐待に ついての 相談	児童	毎週月～金	児童課
	障がい 者		障害者虐待防止センター 相談員
	高齢者		(※) 地域包括支援センター
障がい者差別に ついての相談		毎週月～金	市民福祉課
生活困窮者の自立 に向けた相談		毎週月～金	相談支援員兼就労支援員
生活保護について の相談		毎週月～金	市民福祉課
健康相談			健康増進課
妊婦相談			健康増進課
乳幼児相談			健康増進課

※：土日祝夜間は携帯電話対応

(2) 誰もが情報を得られる環境づくり

①情報提供体制の充実

■私たちの役割やところがけ

- 広報紙の地域福祉に関する情報について気を配ります。
- 回覧板や掲示版の内容について確認します。
- 入手した情報について、地域の人と話をして共有します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 社会福祉協議会の広報紙やホームページ等で、社会福祉協議会の活動や、地域福祉に関する情報を発信します。

■市が取り組むこと

- 福祉情報の提供を進めるため、市の広報紙やホームページ等、対象者や内容に合わせたメディアを活用して情報発信を行います。

②当事者団体等の活動情報の提供

■私たちの役割やところがけ

- 地域で活動している障がい者団体などについて、理解を深めます。
- 身近にある障がい者施設等のイベントに参加します。

■社会福祉協議会・当事者団体に取り組むこと

- 社会福祉協議会は、当事者団体の運営・活動を支援します。
- 当事者団体は、地域への理解促進に努めます。

■市が取り組むこと

- 障がい者（児）や家族等の地域生活を支援するため、当事者団体等の活動状況の情報提供を進めます。
- 障がい者（児）や家族等の交流活動の支援に努めます。

【基本目標 3】 地域で支え合うまち

◆現況◆

さくら市では、近年、市民との協働事業が増加し、様々な能力や知識を持つ市民が公益的な活動を行っています。

さくら市社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワーク会や、地区社協が各地域の福祉活動を進めているほか、ボランティア活動を促進するため講習会の開催やボランティア団体の活動支援を行っています。

地域のために積極的に活動する市民が増加している反面、行政区に加入しない世帯も増加しており、地域の活力が低下する恐れがあります。

◆課題◆

さくら市地域福祉に関する意識調査では70%を超える人がボランティア活動に対して積極的な回答をしています。また、福祉を充実するうえで市が優先して取り組むべき施策として、相談窓口の充実、高齢者や障がい者が安心して在宅生活を送れるサービスの充実、高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実、健康診断・がん検診などの保健・医療サービスの充実、住民がお互いに支え合い、助け合える仕組みをつくるなどが上位にあげられています。

高齢者も障がいのある方も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが求められています。

市民との協働によるまちづくりを積極的に推進していくとともに、行政区加入率の低下を抑えるための取組が課題となります。

各地域における福祉活動やボランティア団体の活動を促進するとともに、地域のニーズに応じた福祉活動を進める必要があります。

◆基本施策◆

(1) 地域ぐるみの活動の推進

①市民との協働事業の促進

■私たちの役割やこころがけ

- 経験を生かして、社会貢献活動をします。
- 市の施策・取組へ積極的に参加します。

■市が取り組むこと

- 市民活動への支援や市の施策・取組への市民の参画の機会を促進します。

②ボランティア活動の推進

■ 私たちの役割やこころがけ

- 興味や関心のあるボランティア講座、講習会に参加します。
- ボランティアへの関心が芽生えたら、関係機関に問い合わせをします。
- ボランティア活動を、近隣の人と誘い合って実践します。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティア養成講座や学習会を開催します。
- ボランティア団体や活動に関する情報収集、情報提供を行います。
- 市民のボランティア活動への支援を行います。

■ 市が取り組むこと

- ボランティア活動への新たな参加者の確保、ボランティア団体の活動継続への支援などを進めるため、さくら市社会福祉協議会と連携しボランティア講座・講習会の開催、団体活動の情報提供などを進め、ボランティア活動を推進します。

③地域の特性を生かした福祉活動の推進

■ 私たちの役割やこころがけ

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協の活動に参加します。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協の運営・活動を支援します。

■ 市が取り組むこと

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協による地域単位での福祉活動を推進します。

(2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり

① 細かなニーズに対応する支援体制の整備

■ 私たちの役割やところがけ

- 地域内で課題について話し合い、解決策を見つけます。
- 地域内では解決できない課題について、関係機関と相談します。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域福祉ネットワーク会、地区社協、民生委員児童委員などを通じて、地域のニーズを把握します。
- 行政で取組めない福祉サービスを提供します。

■ 市が取り組むこと

- すべての人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう細かなニーズに対応するため、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の枠を越えて関係機関が連携し、福祉活動の実施体制の強化を進めます。

② 福祉サービス等の向上

■ 私たちの役割やところがけ

- 地域でどんなサービスが提供されているか、いつも関心を持つようにします。
- サービスの利用上の不便な点があったら、改善を提案します。

■ サービス提供事業者が取り組むこと

- 市と協力して相談を受け、福祉サービス等の利用向上に取り組めます。

■ 市が取り組むこと

- 福祉サービス利用者の要望に対応するため、サービス提供事業者間の連携を促進し、福祉サービス等の利用向上を図ります。

【基本目標4】暮らしに安心を感じられるまち

◆現状◆

さくら市では、さくら市地域防災計画に基づいた災害時の避難対策として、避難所（避難施設・避難場所）を指定しています。避難生活において特別な支援が必要な方に対しては、避難所内に一定の配慮がされた部屋やエリア等を地区福祉避難所として確保し、各社会福祉センター及び保健センターを健康相談や身体介護等の保健・福祉サービスを提供する拠点福祉避難所として支援を行います。

そのほか、社会福祉法人との間に、災害時の福祉避難所開設の協力を要請する協定の締結も進めています。

また、「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」により、災害時に支援を必要とする方について、避難行動支援（個別）プランを作成して、関係者間で情報を共有しています。

更に、災害時には行政の力のみでは対応に限界があるので、地域での防災に対する意識の向上を促し、地域コミュニティでの防災活動の活発化を図るため、自主防災組織の結成を促進する必要があります。

交通安全・防犯対策としては、防犯灯やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。そのほか、地域住民や団体の協力により、登下校時の児童・生徒の見守り活動が行われています。

また、歩行者や自転車が、安全に通行できる道路の整備を進める必要があります。

移動の支援については、地域内の移動の利便性を確保するため、福祉バス、温泉バス、さくら市乗合タクシーの運行を行なっています。

◆課題◆

さくら市地域福祉に関する意識調査では、自由意見として、緊急放送が聞こえづらい、災害発生時の避難場所がわからない、街灯が少なく危険を感じる道路がある、高齢者の移動手段の確保や公共交通の利便性の改善が必要などがあげられています。

今後も、災害時等緊急時の対応、防犯・交通安全対策、移動支援対策の充実と周知・PRを図る必要があります。

◆基本施策◆

(1) 災害時等緊急時の備えと対応

① 災害時等要支援者支援活動の推進

■ 私たちの役割やところがけ

- 日頃から、隣近所と災害時の話をします。
- 地域ぐるみで、避難の際に支援が必要な人への対応について話し合います。
- 日頃からのあいさつや地域行事への参加を通じて、近所づきあいを深めます。
- 避難場所の確認や、非常持ち出し袋の準備をします。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

- さくら市地域防災計画に基づいて災害ボランティアの活動を支援します。
- さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づいて、市の要支援者の支援を行います。

■ 市が取り組むこと

- 災害時における要支援者への支援を迅速に行なうため、日頃から要支援者の把握に努めます。
- 要支援者についての関係機関における情報の共有や情報の更新を行うとともに、日常的な見守り活動や助け合い活動、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりなどを進め、要支援者への支援体制の強化を図ります。
- さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図ります。

② 地域における防災活動の普及

■ 私たちの役割やところがけ

- 地域の防災訓練に参加します。
- 災害ボランティアとして活動するために必要な講習会に参加します。
- 災害時には、積極的にボランティアとして活動します。
- 自主防災組織を結成し、地域での災害対策を整備します。

■ 自主防災組織の取り組むこと

- 地域での防災知識の普及に努めます。
- 地域の災害危険箇所や、災害時に支援が必要な人を把握します。
- 地域での防災訓練を行います。
- 防災資機材の整備・点検を行います。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害ボランティア養成講座を開催します。
- 減災運動会を開催するなど、防災教育を推進します。

■市が取り組むこと

- 地域での自主防災組織の結成を促進し、防災訓練への参加者数の増加を図ります。
- さくら市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。

(2) 防犯・交通安全の推進

①地域ぐるみ防犯活動の推進

■私たちの役割やこころがけ

- 地域の子どもたちの登下校の時間に合わせ、買い物やウォーキングなどの外出をします。
- 家庭や地域、学校で機会があるたびに、防犯について話し合います。

■社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協と連携し、登下校時の見守り活動を推進します。

■市が取り組むこと

- 登下校時の安全確保を図るため、地域住民や団体との連携による防犯活動を推進します。
- 振り込め詐欺などの犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し啓発活動を進めます。

②交通安全意識の普及

■私たちの役割やこころがけ

- 交通安全教室などに参加し、交通ルールや交通マナーの理解を深めます。
- 家庭や地域、学校で機会があるたびに、交通安全について話し合います。
- 自転車を放置しないなど、ルールやマナーを守ります。

■交通安全協会が取り組むこと

- 関係機関団体と協力し交通安全運動などで、交通ルールや交通マナーの普及に努めます。
- 道路の安全確保に協力します。
- 通学時の児童の見守りに協力します。

■市が取り組むこと

- 交通事故等を未然に防止するため、交通安全運動や交通安全教室等の開催により、自動車や自転車、歩行者の交通ルールや交通マナーの向上を図ります。

(3) 移動の利便性と安全性の向上

①公共交通の充実

■私たちの役割やこころがけ

- 移動で困っている人に、バスや乗合タクシーなどの情報を伝えます。
- バスや乗合タクシーを積極的に利用します。

■市が取り組むこと

- 高齢者や障がい者などの交通弱者の移動を支援するため、公共交通システムの見直しや利用できる地域の拡大を進めます。

②移動の安全性の向上

■私たちの役割やこころがけ

- 移動することに支援が必要な人に、移動の安全を確保するサービスについての情報を伝えます。

■市が取り組むこと

- 移動に支援が必要な方の安全性を高めるため、福祉有償運送や障がい福祉サービスの同行援護など、移動支援に関するサービスの充実を図るとともに情報提供を進めます。

(4) 住みやすいまちづくり

①ユニバーサルデザインの普及

■私たちの役割やところがけ

- 仕事の中で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れられるよう、配慮します。
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものの使いやすさを試してみます。

■市が取り組むこと

- 建築物などについて、「設計の段階からより多様な人々ができるだけ支障なく使えるようにデザインする」というユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及を図ります。

②公共施設等のバリアフリー化

■私たちの役割やところがけ

- 誰もが気持ちよく利用できるよう、マナーを守って利用します。

■市が取り組むこと

- 既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めます。
- 新たな施設整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

第2章 計画の実現に向けて

1 地域福祉の担い手

地域福祉は、市民をはじめとして地域に関わる様々な組織や団体が担い手となって推進されます。担い手とその期待される役割は以下のとおりです。

【市民】

地域社会の一員として、地域のことに自分たちの問題として関心を持ち、手を携えて地域の課題に取り組むこと。そのために、日頃からあいさつや身近な交流を通じてコミュニケーションを図り、困ったときに助け合える関係を築いていくことが必要です。

【社会福祉協議会】

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられています。市や関係機関・団体と連携しながら、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

【民生委員児童委員】

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員児童委員は、地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、母子等に対する福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、災害時要援護者支援など、様々な活動に取り組んでいます。

また、行政等の関係機関と市民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動推進役としても、大きな期待が寄せられています。

【行政区】

行政区は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な独自の取組を展開しています。

また、地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担っていくことが期待されます。

【老人クラブ、PTA、子ども会育成会等】

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活動を展開しており、その活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

今後は、世代間交流等の推進により、地域でのコミュニケーションの場づくりなどが期待されます

【NPO・ボランティア団体等】

市民活動に対する市民の関心が高まり、NPO・ボランティア団体等の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとられない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。

【社会福祉法人等】

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の一部を交流スペースとして地域へ開放することや、福祉避難所としての役割、更に社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

【企業・商店等】

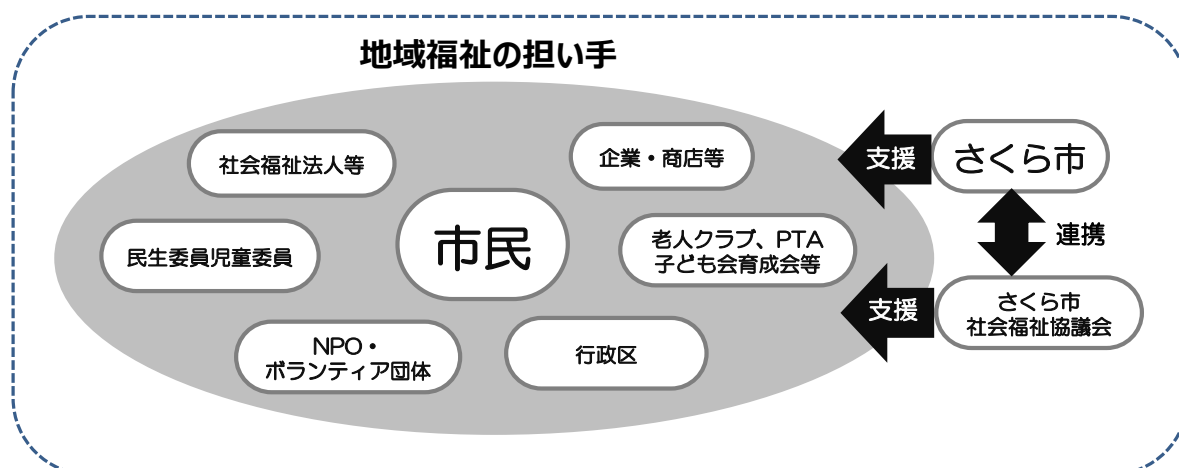
企業や商店等は、地域社会の一員として、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償・無償のサービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者等の生きがいや社会参加意欲の創出のための雇用主としても期待されています。

【行政】

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。そのために、市民、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、福祉に関係する事業者などと相互に連携・協力しながら、情報の提供や地域における福祉活動を支援していきます。

2 推進体制

地域福祉は、以下の図の通り、さくら市とさくら市社会福祉協議会が連携を保ちながら、市民を中心とした地域の担い手を支援することにより推進されていきます。



資 料 編

1 さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、さくら市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員は別表の職にある者を委員とし、市長が委嘱又は任命する

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、具体的な実務の検討を行うためさくら市地域福祉計画策定委員会幹事会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部市民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2 第2次さくら市地域福祉計画策定委員名簿

番号	所属	氏名	備考（分野）
1	さくら市社会福祉協議会	田中 耕一	
2	さくら市民生委員児童委員協議会連合会 (喜連川地区)	小林 行雄	
3	さくら市民生委員児童委員協議会連合会 (第一地区)	福田 一智	
4	さくら市地域包括支援センター而今	金岩 周平	
5	桜ふれあいの郷	平石 準一	
6	さくら市身体障害者福祉会	白井 新	
7	さくら市手をつなぐ育成会	螺良 忠夫	
8	いきいきクラブ連合会	花塚 發	
9	福祉ボランティア	加藤 啓三	さくら市民生委員 OB会
10	市社会教育委員会	木村 春雄	
11	県北健康福祉センター 健康支援課	高橋 良子	
12	市民福祉部	鈴木 英雄	
13	企画政策課	君嶋 福芳	
14	財政課	渡辺 孝	
15	あおぞら保育園	仲根 克典	

平成29年1月12日現在

3 第2次さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会

番号	所 属	氏 名	備考（分野）
1	さくら市社会福祉協議会	仲根 信行	
2	さくら市民生委員児童委員協議会連合会 高齢者福祉部	—	民生委員児童委員改正後、役員未決定のため
3	さくら市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員	津浦 景子	
4	さくら市地域包括支援センターエリム	手塚 圭子	
5	障がい者支援センターふれあい	青木 厚子	
6	障がい者相談支援センター桜花	堀江 桂太	
7	清風園	君嶋 宗一	
8	児童センター	鈴木 久美子	上松山児童センター
9	ボランティア	山口 政志	氏家地域福祉ネットワーク会連絡協議会
10	ボランティア	郡司 泰雄	傾聴ボランティア“えん”
11	企画政策課 政策係	高柳 友彦	
12	総務課 危機管理係	岡田 慎	
13	保険高齢課 高齢年金係	君島 成美	
14	健康増進課 保健予防係	森 暢子	
15	健康増進課 健康増進係	緑川 芳子	
16	児童課 子育て支援係	西 重幸	
17	生涯学習課 生涯学習係	吉澤 和芳	
18	市民福祉課	渋江 恒也	
19	市民福祉課	早田 勇	

平成29年1月11日現在

4 第2次さくら市地域福祉計画 策定経過

日 時	内 容
平成28年8月17日	第1回さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会 ① 地域福祉計画について ② アンケート調査について
平成28年8月17日	第1回さくら市地域福祉計画策定委員会 ① 地域福祉計画について ② アンケート調査について
平成28年9月16日から 平成28年9月30日まで	さくら市の地域福祉に関する意識調査の実施
平成29年1月11日	第2回さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会 ① さくら市地域福祉計画素案について
平成29年1月12日	第2回さくら市地域福祉計画策定委員会 ① さくら市地域福祉計画素案について
平成29年2月2日	第3回さくら市地域福祉計画策定委員会 ① さくら市地域福祉計画素案について
平成29年2月10日から 平成29年2月24日	パブリックコメントの実施
平成29年2月6日	庁議において「第2次さくら市地域福祉計画」を審議
平成29年2月16日	議員全員協議会において「第2次さくら市地域福祉計画」を審議

5 用語説明

用語		説明
あ行	NPO（エヌピーオー）	Non Profit Organization（利益を分配しない組織）の頭文字をとったもので、民間非営利団体。
が行	協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うこと。
	コミュニティ	自治、習慣、生産など深い結びつきを持つ共同体。地域社会。
さ行	サロン事業	身近な地域において、気軽に集まる場・機会（サロン）をつくり交流する事業。
	社会福祉法	社会福祉事業法を平成 12 年に改正した法律。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることを目的とする。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年に公布され、平成 28 年に施行された法律。
	生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあり、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立の促進を図るための支援措置を講ずることを目的として平成 25 年に公布され、平成 27 年に施行された法律。
た行	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によってあらゆる分野の活動に参画し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ共に責任を担うこと。
	地域福祉ネットワーク会	旧氏家町で地域の高齢者を見守るために組織された。見守り活動に関する連絡調整を図っている。
	地域包括支援センター	地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核的機関。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置されている。
	地区社協	旧喜連川町において行政区単位で組織されている団体。福祉活動を推進している。

用語		説明
た行	同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービス。
な行	乗合タクシー	利用者の予約に応じて、自宅又は指定された場所から目的地まで送迎するもので、複数の利用者の乗合となる。
は行	パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案など（コメント）を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、よりよい行政を目指すもの。
	バリアフリー	自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにする事。
	避難行動要支援者	高齢者や障がい者など、災害発生時に自ら避難することが困難な人のこと。平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、名簿は災害発生時の避難支援など実施する際の基礎とされる。
	ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）、利用会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な人（両方会員）とで会を組織し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動のこと。
ゆ行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いにかかわらず、より多様な人々ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物、環境、空間、まちづくりなどを最初からデザインするという考え方。



第2次さくら市地域福祉計画

発行 さくら市

発行日 平成29年3月

編集 さくら市市民福祉部市民福祉課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

電話 028-681-1161

FAX 028-682-1305
